

名古屋市公報	平成29年 9月21日 第1225号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長

目次	ページ
告 示	
○ 名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙の当選人について (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第591号)	3
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健福・介護保険課) (第592号)	4
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (健福・介護保険課) (第593号)	5
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 (健福・介護保険課) (第594号)	6
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止 (健福・介護保険課) (第595号)	8
○ 指定代理納付者の指定 (交通・営業課) (第596号)	10
○ 建築協定書の縦覧 (住都・建築指導課) (第597号)	11
○ 道路法による違法物件の除却公告 (緑土・道路管理課) (第598号)	13
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第599号)	14
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第600号)	18
○ 有料公園施設の無料開放について (緑土・緑地管理課) (第601号)	19
上下水道局告示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第11号)	20
交通局告示	
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について (第10号)	23
監 査 公 表	
○ 平成29年監査公表 (第5号)	24
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課)	96
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課)	102
○ 農業委員会総会の開催公告 (緑土・都市農業課)	121
○ 土地改良事業参加資格交替申出の承認について (農業委員会)	122

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	
(上下水・営業課)	123
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	
(上下水・営業課)	124
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	
(上下水・営業課)	125
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	
(上下水・営業課)	126
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告	
(上下水・営業課)	127

名古屋市告示第 591 号

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙の当選人について

平成29年 9 月10日執行の名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員の選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第 4 項の規定により、次のとおり定めました。

平成29年 9 月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
中山 和俊	名古屋市東区筒井二丁目 1 番19号－ 4
武田 廣清	名古屋市東区筒井二丁目 7 番 7 号
浅井 春雄	名古屋市東区筒井二丁目 5 番 7 号
岩田 浩	名古屋市東区筒井二丁目12番10号
浅野 嘉英	名古屋市東区筒井二丁目 5 番22号
長谷川 武年	名古屋市東区筒井二丁目12番46号
大橋 規久子	愛知県刈谷市板倉町 1 丁目15番地12

2 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
瀬瀬 真澄	名古屋市東区代官町26番11号

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 592号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ノッポの会	フラワーホーム 睡蓮	名古屋市西区 城町48番地	平成29年 7 月 1日	特定施設入居者 生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 593号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ナカ	フラワーホーム 睡蓮	名古屋市西区 城町48番地	平成29年 5 月23日	特定施設入居者 生活介護 介護予防特定施 設入居者生活介 護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 594号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2390300297
事業所	名称	グループホームめいほくの憩
	所在地	名古屋市北区安井一丁目26番14号
事業者	申請者	株式会社フロンティアの介護
	所在地	名古屋市東区泉一丁目19番 8号
	代表者氏名	代表取締役 塚本友紀
	代表者住所	愛知県江南市山尻町大桑37番地
指定年月日		平成29年 8月 1日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護
		介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2391500366
事業所	名称	グループホームたかばりの憩
	所在地	名古屋市名東区勢子坊二丁目 413番地
事業者	申請者	株式会社フロンティアの介護
	所在地	名古屋市東区泉一丁目19番 8号
	代表者氏名	代表取締役 塚本友紀
	代表者住所	愛知県江南市山尻町大桑37番地

指定年月日	平成29年 8月 1日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2391400351
事業所	名称	グループホームなるみの憩
	所在地	名古屋市緑区鳴海町字向田 151番地
事業者	申請者	株式会社フォーシーズン
	所在地	名古屋市東区白壁一丁目45番地
	代表者氏名	代表取締役 田中崇
	代表者住所	名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番地の3446
指定年月日		平成29年 8月 1日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 595号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2370301570
事業所	名称	グループホームあさひ名北
	所在地	名古屋市北区安井一丁目26番14号
事業者	申請者	旭日産業株式会社
	所在地	名古屋市中区新栄一丁目40番 8号
	代表者氏名	代表取締役 高橋宏之
	代表者住所	名古屋市中区栄五丁目24番11号
廃止年月日		平成29年 7月31日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護
		介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2371501038
事業所	名称	グループホームあさひ名東
	所在地	名古屋市名東区勢子坊二丁目 413番地
事業者	申請者	旭日産業株式会社
	所在地	名古屋市中区新栄一丁目40番 8号
	代表者氏名	代表取締役 高橋宏之
	代表者住所	名古屋市中区栄五丁目24番11号

廃止年月日	平成29年 7月31日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2391400070
事業所	名称	グループホームあさひ鳴海
	所在地	名古屋市緑区鳴海町字向田 151番地
事業者	申請者	旭日産業株式会社
	所在地	名古屋市中区新栄一丁目40番 8号
	代表者氏名	代表取締役 高橋宏之
	代表者住所	名古屋市中区栄五丁目24番11号
廃止年月日		平成29年 7月31日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 596号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成29年 9月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) トヨタファイナンス株式会社

名古屋市西区牛島町 6番 1号

(2) 株式会社名古屋カード

名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号

2 指定代理納付者に納入させる歳入

(1) 地方自治法第 231条の 2第 6項に規定する指定代理納付者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第22号）に規定する乗車券の料金

(2) I Cカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第 1号）に規定する I Cカード定期券に係るデポジット

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成29年 8月 1日から平成32年10月31日まで

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市告示第 597 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成29年 9 月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

みどりヶ丘北地域建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区ほら貝二丁目 4 番 2 外

3 縦覧期間

平成29年 9 月14日から同年10月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分より午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

みどりヶ丘北地域建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

平成29年10月16日（月） 午後 2 時30分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市緑区ほら貝二丁目14番地

みどりヶ丘集会所

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 598 号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180 号）第32条第 1 項及び第43条の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成29年 9 月15日

名古屋市長 河 村 た か し

次の物件の所有者は、平成29年 9 月29日までにこの物件を撤去してください。この期限までに撤去しない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が物件の所有者等の負担において除却処分します。

所 在 地	種 類	寸法・規格等
南区北頭町 2 丁目36番地先道路	屋台	幅 1.9 メートル 奥行き 1.5 メートル 高さ 2.0 メートル

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第599号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成29年9月15日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年9月15日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

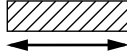
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	日比津町第21号線	名古屋市中村区日比津町3丁目17番地先から	前	0.465	7.27	第 1 図 第 附 図
			名古屋市中村区本陣通5丁目42番地先まで	後	0.465	11.82 ～ 11.86	
	A	山脇洲原町線	名古屋市昭和区鶴舞一丁目123番地先から	前	0.090	8.00	第 2 図 第 附 図
			名古屋市昭和区鶴舞一丁目123番地先まで	後	0.090	8.44 ～ 8.51	
	A	小賀須4号線	名古屋市港区小賀須四丁目708番地先から	前	0.051	2.20 ～ 3.21	第 3 図 第 附 図
			名古屋市港区小賀須四丁目304番地先まで	後	0.051	3.54 ～ 4.04	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



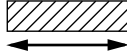
凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

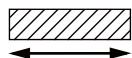
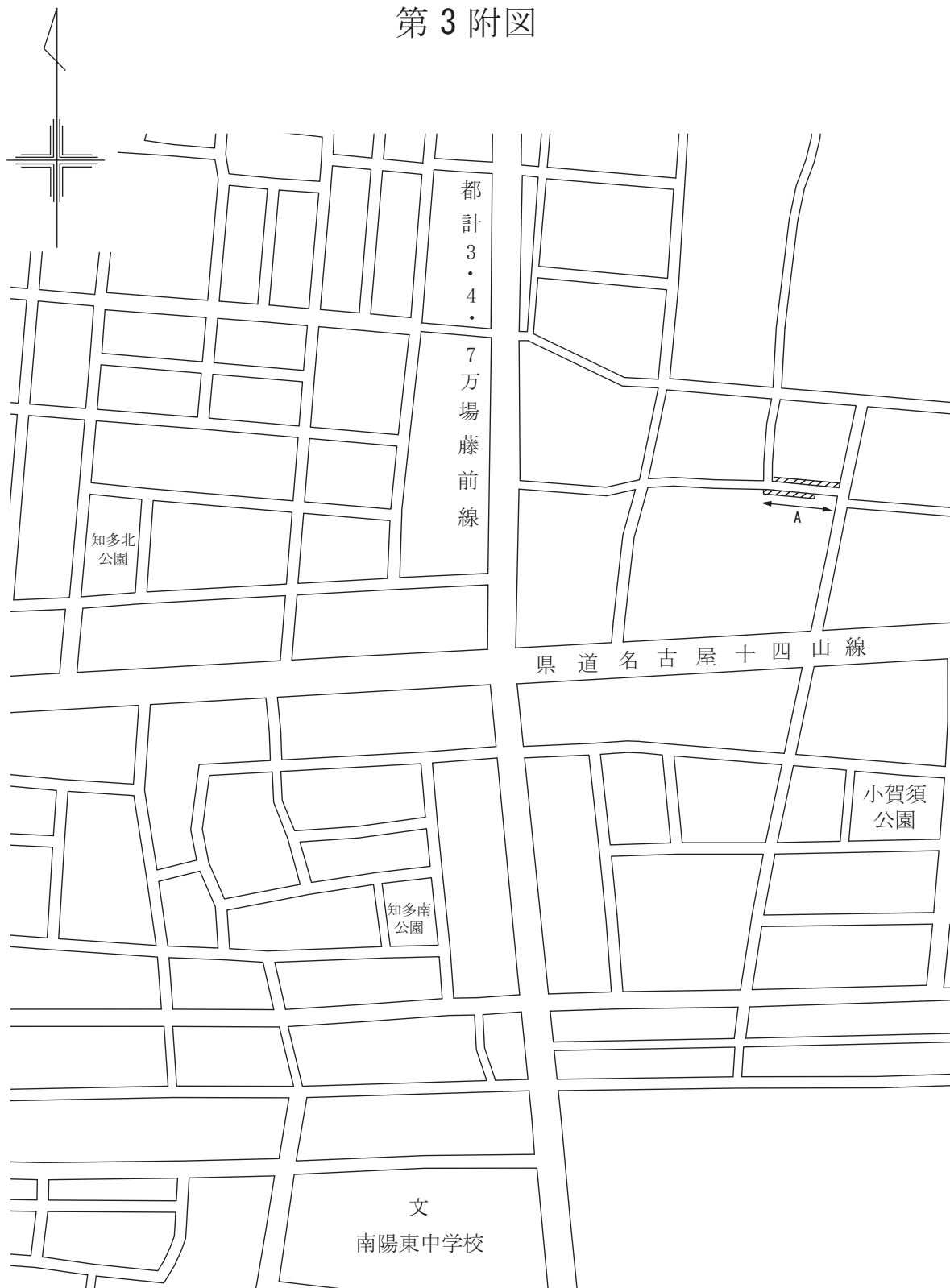
第 2 附図



凡 例

-  区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第 3 附図



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第 600号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成29年 9月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥公園白鳥庭園

平成29年10月 4日から同月 8日までの供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 9時まで」に変更します。

2 白鳥公園庭園本館

平成29年10月 4日から同月 8日までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 4時30分まで」を「午前 9時30分から午後 9時まで」に変更します。

3 白鳥公園駐車場

平成29年10月 4日から同月 8日までの供用時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 601号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 1号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料開放します。

平成29年 9月15日

名古屋市長 河 村 た か し

無料開放する有料公園施設及び期日

有料公園施設	期日
徳川園庭園	平成29年11月 3日（金）
白鳥公園白鳥庭園	平成29年11月26日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市上下水道局告示第11号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成29年9月15日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月14日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成29年10月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

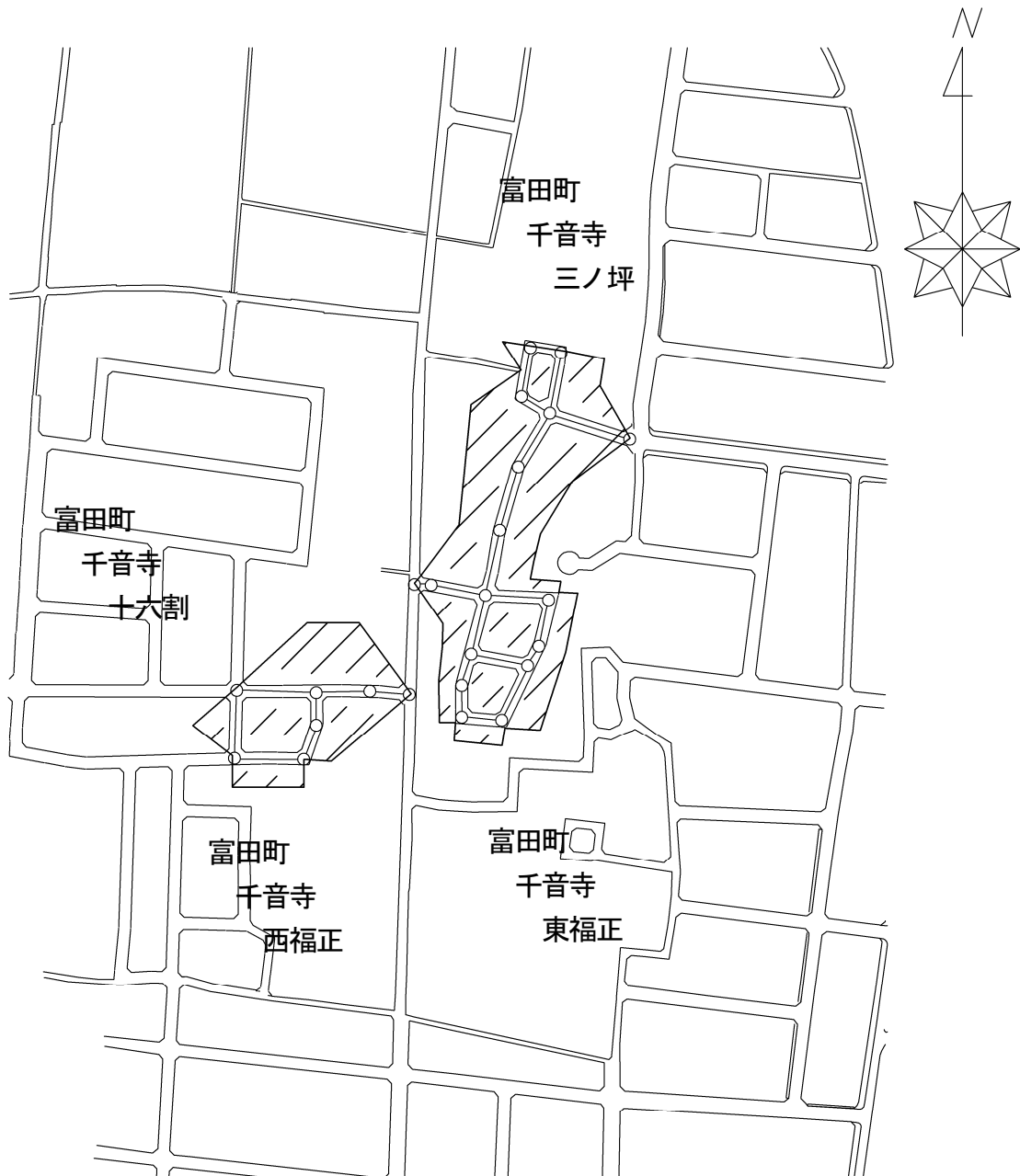
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
中川区	富 田 町	千音寺・十六割 千音寺・三ノ 坪 千音寺・西 福正 千音寺・ 東福正 千音寺 ・諸桑	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
	新 家 二 丁 目		〃	〃
	服 部 五 丁 目		〃	〃

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1



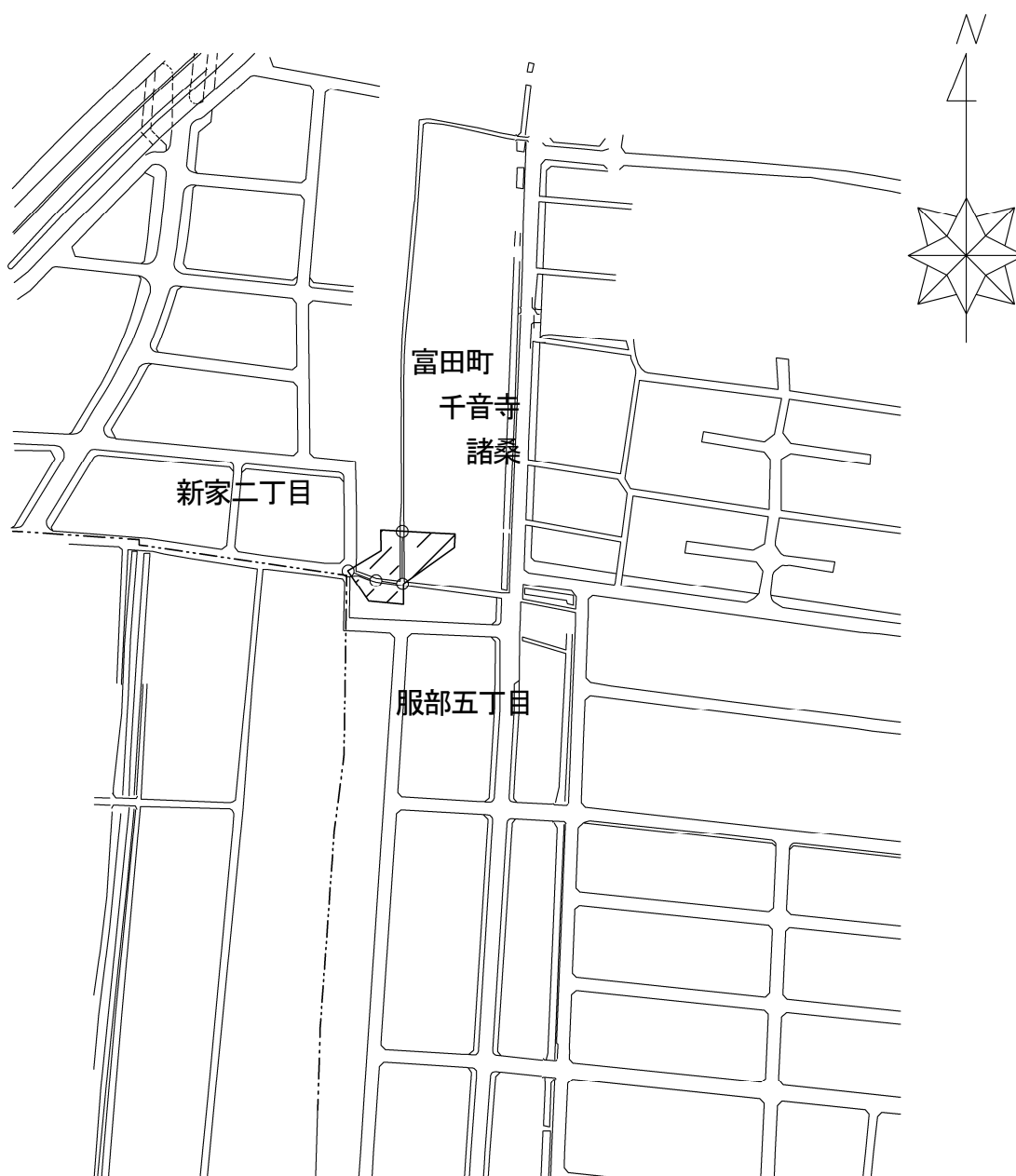
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

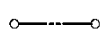
中川区（合流式）No. 2



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



市界

名古屋市交通局告示第10号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

料金等徴収事務の委託について（平成23年名古屋市交通局告示第20号）の一部を、平成29年10月1日から次のように改正します。

平成29年9月13日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

表株式会社名古屋交通開発機構の項中「名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地」を「名古屋市千種区覚王山通七丁目11番地」に改めます。

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

平成29年監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき区役所、教育委員会、財政局、防災危機管理局、住宅都市局、緑政土木局、消防局、環境局、及び病院局、同条第 5 項の規定に基づき交通局、市民経済局の事務について監査を実施したので、同条第 9 項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

平成29年 9 月11日

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	橋 本 博 孔

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 区 役 所（東区、瑞穂区、中川区、緑区、名東区
及び天白区）

監 査 期 間 平成29年 6月 8日から
平成29年 9月 1日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監査実施課室公所名	実地検査日
東 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、 民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健所	平成29年 6月16日
瑞穂区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、 民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健所	平成29年 6月20日
中川区	総務課、企画経理室、地域力推進室、生涯学習 センター、市民課、民生子ども課、福祉課、保 険年金課、保健所、富田支所	平成29年 6月15日、 平成29年 6月28日
緑 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、生涯学習 センター、市民課、民生子ども課、福祉課、保 険年金課、保健所、徳重支所	平成29年 6月21日、 平成29年 6月23日
名東区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、 民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健所	平成29年 6月 8日
天白区	総務課、企画経理室、地域力推進室、生涯学習 センター、市民課、民生子ども課、福祉課、保 険年金課、保健所	平成29年 6月22日

監査は、区役所の各課室公所で処理している事務のうち、主として平成29年 4月 1日から実地検査当日までに執行された収入、支出、財産管理及び行政運営の各事務について、関係帳票等を調査した。

今回の監査は、主に、現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

また、監査対象区に対して事前に公表せず、実地検査当日に通知し、実地検査を実施した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 支出事務

前渡金出納簿の作成及び登載について

(2) 財産管理事務

金券類等の管理についてなど 5項目

(3) 行政運営事務

歳入歳出外現金の管理についてなど 5項目

2 意見

現金・金券類等の適正な管理を確保するための取組みの強化について

第3 指 摘 事 項

1 支出事務

前渡金出納簿の作成及び登載について

名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）によると、前渡金受領者は前渡金出納簿に出納の都度登載すること、予算主管課長は毎月 1 回以上前渡金出納簿等を査閲し現在金との符合を確認すること等とされている。

前渡金出納簿を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

- (1) 前渡金出納簿の総括表が作成されておらず、予算主管課の長による査閲が実施されていなかったもの
(東区企画経理室・保険年金課、中川区企画経理室・福祉課)
- (2) 予算主管課長の査閲が実施されていなかったもの (名東区企画経理室)
- (3) 前渡金出納簿の支払日の記載が、実際の支払日で整理されていなかったもの
(中川区地域力推進室、天白区民生子ども課)

各区役所にあつては、会計規則に基づき、前渡金出納簿に係る事務処理を適正に行われたい。

2 財産管理事務

(1) 金券類等の管理について

会計規則によると、金券類等出納簿の記載は原因発生 of 都度確実な証拠書類に基づいて行うこと等とされている。

金券類等の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 現金書留用封筒49枚が金券類等出納簿に記載されていなかったもの
(東区民生子ども課)
- イ 切手の出納にあたって、実際に使用するよりも多い枚数（100枚又は200枚）を職員に交付し、残数を職員が管理していたもの
(中川区富田支所区民福祉課)
- ウ 金券類等出納簿上の82円切手の残高に対して、実際の残高が2枚不足していたもの
(中川区生涯学習センター)

エ 切手の出納にあたって、受払いの都度、現在高数量を金券類等出納簿に記載していなかったもの (中川区民生子ども課、緑保健所)

オ 切手の出納にあたって、受払いの都度、金券類等出納簿に行うべき受領印および確認印の押印を月毎にまとめて行っていたもの (中川区民生子ども課)

カ 切手の出納にあたって、受払いの都度、金券類等出納簿に行うべき確認印の押印を月毎にまとめて行っていたもの (瑞穂区総務課・民生子ども課、中川保健所)

各区役所にあつては、会計規則に基づき、金券類等に係る事務処理を適正に行われたい。

(2) 使用見込みの低い金券類について

金券類の管理状況を確認したところ、職員が出張する際に使用するバス普通券 200円 (旧乗車券) が天白区総務課統計選挙係において 451枚保管されていた。平成28年度以降の使用実績はなく、今後の使用見込み等について確認したところ、使用する可能性は低いとのことであった。

天白区総務課にあつては、過大に保管している場合は保管転換を行うなど活用を検討し、適正な保有高とされたい。 (天白区総務課)

(3) 福祉特別乗車券の管理について

区役所福祉課では、名古屋市障害者福祉特別乗車券交付要綱 (以下「要綱」という。) に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が一定の級に該当する者等から交付申請があった場合、福祉特別乗車券 (ＩＣカード) を交付している。福祉特別乗車券の作成には、一定期間かかるため、作成されるまでの間、交付申請に基づき、福祉特別乗車券臨時乗車証 (紙券) (以下「臨時乗車証」という。) を交付している。

要綱によると、死亡、市外転出等により、福祉特別乗車券の返還があった場合は、福祉特別乗車券返還管理簿に必要事項を記載しておかなければならないこと、市外転入等により新たに臨時乗車証を交付した場合は、当月の交付状況

について福祉特別乗車券臨時乗車証使用状況報告書（以下「報告書」という。）により健康福祉局に報告しなければならないこととされている。

また、福祉特別乗車券事務担当者マニュアルによると、臨時乗車証は、金券と同様、鍵のかかる場所で管理することとされている。

福祉特別乗車券及び臨時乗車証の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 福祉特別乗車券返還管理簿が作成されていなかったもの（名東区福祉課）
- イ 臨時乗車証に係る報告書について実際の保管枚数等と突合したところ、報告書における交付数、書損数、未交付数が誤っていたもの（緑区福祉課）
- ウ 未交付の臨時乗車証が、施錠されていない窓口のレターケースで常時管理されていたもの（中川区福祉課）

名東区福祉課にあつては、福祉特別乗車券返還管理簿を作成されたい。緑区福祉課にあつては、報告書の数字が誤っている原因を調査するとともに、健康福祉局への報告を適正に行われたい。中川区福祉課にあつては、未交付の臨時乗車証について、金券と同様、施錠できる金庫等で管理されたい。

(4) 敬老パスの管理について

区役所福祉課では、名古屋市敬老パス事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている65歳以上の者から交付申請があった場合、敬老パス（ＩＣカード）を交付している。

また、要綱によると、敬老パスの管理状況を敬老パス管理簿に記載し、適正に管理しなければならないこと、返還があった場合は、敬老パス管理簿に必要事項を記載しておかなければならないこと等とされている。

敬老パスの管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 敬老パスの返還があった場合に、敬老パス管理簿に必要事項が記載されていなかったもの（天白区福祉課）
- イ 敬老パス管理簿について、課長等による確認印の押印が行われていなかったもの（中川区福祉課）
- ウ 管理している敬老パス（中川区福祉課 1枚、中川区富田支所区民福祉課 2

枚) が、敬老パス管理簿に記載されていなかったもの

(中川区福祉課・富田支所区民福祉課)

天白区福祉課にあつては、敬老パス管理簿に必要事項を記載されたい。中川区福祉課にあつては、返還の都度、敬老パス管理簿に課長等による確認印を押印されたい。中川区福祉課及び中川区富田支所区民福祉課にあつては、返還の都度、敬老パス管理簿に適正に記載されたい。

(5) 毒物劇物等の管理について

保健所では、検査等のために毒物、劇物、毒薬及び劇薬（以下「毒物劇物等」という。）を使用することがある。会計規則によると、薬品及び油類その他の危険物は消耗品出納簿に登載しなければならないこと等とされている。また、健康福祉局が示す例に従い、各保健所では毒物劇物危害防止規定を定めており、毒物及び劇物については、消耗品出納簿に加え毒物劇物管理簿を整備することや定期点検を実施し点検記録表に記載すること等とされている。

毒物劇物等の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 消耗品出納簿

(ア) 消耗品出納簿に記載のない毒物劇物等が確認されたもの

(瑞穂保健所、緑保健所)

(イ) 消耗品出納簿の数量と実際の数量が異なっていたもの

(緑保健所、天白保健所)

(ウ) 払出しの際、消耗品出納簿に受領印が押印されていなかったもの

(瑞穂保健所、緑保健所)

イ 毒物劇物管理簿

毒物劇物危害防止規定に沿った様式の管理簿を使用していなかったもの

(瑞穂保健所、天白保健所)

なお、毒物劇物等の管理については、平成28年 9月 9日に公表した区役所監査における監査結果のなかで同様の指摘を行ったところであり、それを受け、同年12月には、健康福祉局長が各保健所長に「保健所で使用する毒物劇物等の

管理の徹底について」の特別の通知文を送付していたにも関わらず、今回同様の事例が見受けられたのは誠に遺憾である。

毒物劇物等は少量で人体の機能に重大な危害を与える恐れがあるため、取扱いには慎重を期すべきである。瑞穂保健所、緑保健所、天白保健所にあつては、受払いの都度所定の帳簿へ正確に記載するとともに、帳簿の数量と実際の数量の一致等について定期的な点検を徹底するなど、毒物劇物等を適正に管理されたい。

3 行政運営事務

(1) 歳入歳出外現金の管理について

地方自治法等によると、歳入歳出外現金は、地方公共団体の所有に属しない現金で、法律又は政令の規定により地方公共団体が保管する現金とされており、各区役所では、各区で受領した歳入歳出外現金を科目毎に財務会計システムで管理し、会計規則等に基づいて、受け払いに係る事務を行っている。

また、歳入歳出外現金の現在高の管理については、会計室が、毎年度末と毎年度初めに、事務連絡により現在高の点検を各区に依頼している。

平成28年度末における各区に係る歳入歳出外現金の管理状況について確認したところ、次表のように、過去の受け払いに係る事務について誤りが発見された科目及び現在高の内容を正確に把握していなかった科目が見受けられた。

平成28年度末における各区に係る歳入歳出外現金の管理状況

所属	科目名	現在高 A	現在高に係る 修正必要額 B	現在高に係る 払出等予定額 C	未確認額 A+B-C
		円	円	円	円
東 区	滞納差押金	△ 1,240,656	1,744,925	504,269	—
	交付要求に係る配当金	1,959,058	△ 1,744,925	214,133	—
	源泉徴収所得税	△ 518,017	△ 7,518	111,182	△ 636,717
	健康保険料	32,788	—	41,628	△ 8,840
瑞穂区	源泉徴収所得税	146,927	—	150,287	△ 3,360
中川区	滞納差押金	8,836,344	—	8,302,245	534,099
	源泉徴収所得税	625,496	—	199,298	426,198
	老人福祉遺留金	5,122	—	—	5,122
緑区	滞納差押金	160,046	16,373	131,119	45,300
	交付要求に係る配当金	16,373	△ 16,373	—	—
	源泉徴収所得税	50,922	255,189	306,111	—
名東区	源泉徴収所得税	553,438	—	316,803	236,635
天白区	滞納差押金	790,808	△ 43,840	746,968	—
	交付要求に係る配当金	△ 53,840	53,840	—	—
	源泉徴収所得税	△ 788,700	10,210	222,015	△ 1,000,505
	厚生年金保険料	△ 59,651	103,287	43,636	—
	健康保険料	84,376	△ 58,589	25,787	—

(注 1) 表中の現在高とは、会計室が作成しているそれぞれの区の平成29年 3月分に係る歳入歳出外現金受払月計表の 3月末現在高の数値をいい、財務会計システムが稼働してから同月末までに至る毎月の受入済額累計と払出済額累計との差額を示している。

(注 2) 表中の現在高に係る修正必要額とは、過去の払出額等に誤りが発見されたため、修正を必要とする額等である。

(注 3) 表中の現在高に係る払出等予定額とは、現在高において区が実際に払い出し等を予定している額である。

(注 4) 表中の未確認額とは、現在高について払い出し等の処理を行った場合に残る額で、区がその内容を把握していない額である。

(注 5) 表中におけるマイナスの数値は、△と表記する。

歳入歳出外現金は、本市の所有に属しない現金とはいえ、本市が一時的に預かる現金であり、適正に管理を行う必要がある。

各区にあつては、歳入歳出外現金の受け払いに係る事務処理を適正に行うとともに、現在高の内容を正確に把握されたい。

また、管理にあたって、把握できないものに係る今後の対応策について関係局と協議されたい。（東区、瑞穂区、中川区、緑区、名東区、天白区）

(2) 引取者のない遺体に係る遺留金の管理について

区役所総務課では、身元明確なるも引取者のない遺体（以下「引取者のない遺体」という。）が発生したとき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年 5月31日法律第48号）（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、死体の埋葬又は火葬を行うこととされている。

また、墓地埋葬法によると遺留物件は市町村が保管すると規定されており、現金については、身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引き（以下「手引き」という。）に基づき、歳入歳出外現金（財務会計システム）の保管金（引取者の無い遺体の遺留金）として受入れ、相続人への引継ぎや葬儀費用の支払いに充てる場合等には、歳入歳出外現金から払い出すとされている。

名東区総務課における引取者のない遺体に係る遺留金については、平成27年度末時点の累積額を 2件 844,767円として市民経済局区政課に報告していたため、その後の管理状況について確認したところ、この 2件については、歳入歳出外現金として受入れることなく、総務課の金庫で保管されていた。さらに、同じ金庫内において、この 2件とは別の遺留金品が、個々の入れ物で管理された状態で発見されたが、遺留金の事務処理記録簿等に記載されている金額が適正でなかったため、職員立ち合いのもと、金額を確認したところ、名東区の自己点検の結果も含めて、この 2件以外に25件 6,304,043円の現金が新たに確認された。

名東区総務課にあつては、発見された遺留金について、歳入歳出外現金で管理するとともに、市民経済局区政課に対して、正確な報告を行われたい。また、他にも把握していない預り金がないかどうか、現在の状況を再点検されたい。

その他、中川区総務課で管理している遺留金 1件 304,938円についても、歳入歳出外現金で受け入れることなく、遺留金品等を保管する施設可能な専用部屋で保管されていたので、歳入歳出外現金で管理されたい。

（中川区総務課、名東区総務課）

なお、引取者のない遺体に係る遺留金については、市民経済局区政課が作成

した手引きに基づいて、歳入歳出外現金での管理を求められているところであるが、管理台帳の作成等については、手引きで求められていないため、区役所によっては、実務上、遺留金を遺族へ引き渡すなど、一定期間、金庫で預かる場合等に、担当者以外、遺留金の管理状況を把握できない状況等が見受けられた。

各区総務課にあつては、適正な事務処理が確保できない状況にあるので、遺留金に係る管理台帳を作成するなど、手引きの整備等について、所管局である市民経済局と協議を図られたい。

(東区総務課、瑞穂区総務課、中川区総務課、緑区総務課、名東区総務課、
天白区総務課)

(3) 生活保護受給者等に係る預り金の管理について

区役所では、社会福祉事務所長（区長）が必要と認めた場合、生活保護受給者から一時的に現金を預かる場合がある。健康福祉局が示す例に従い、各区役所では、生活保護費預り金管理規程を定めており、預かった現金（以下「預り金」という。）の取扱いについては、預り金保管台帳に必要事項を記入し保管すること、事務取扱者は、預り金の出納ごとに民生子ども課長等の決裁を受けるものとする、預り金を保管してから概ね 1週間以内に事務手続を完了すること（関係者等との調整により期間を要するなどやむを得ない場合はこの限りではない。）とされている。

また、遺留金品取扱の手引（以下「手引」という。）では、遺留金については、金融機関に預金口座を設け現金を預けるまたは歳入歳出外現金（財務会計システム）で保管すること、歳入歳出外現金で保管する場合は、保管金出納簿を作成すること、相続人がいて遺留金品を引き取ってもらえない場合は、処理方法について念書を徴取することとされている。

預り金の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 民生子ども課の金庫において、預り金保管台帳に記載がなく、平成29年 3月より保管されていた封筒に入った現金14,200円が発見されたもの

(瑞穂区民生子ども課)

イ 徳重支所区民福祉課の金庫において、預り金保管台帳に記載がなく、平成

- 27年 3月より保管されていた封筒に入った現金41,000円が、（2件 計82,000円）発見されたもの（緑区徳重支所区民福祉課）
- ウ 通帳で管理している遺留金（1件 402,297円）について、平成27年 6月に提出された相続人代表者の念書では、遺留金を葬儀費用に充当し、その残額については寄付をすることとされていたものの、葬儀後の遺留金の残額172,497円が、平成27年 6月より寄付の手続きがされないまま保管されていたもの（中川区民生子ども課）
- エ 預り金保管台帳について、預り金の出納毎ではなく、1か月毎にまとめて民生子ども課長等の決裁を行っていたもの（瑞穂区民生子ども課）
- オ 歳入歳出外現金で管理している遺留金について、保管金出納簿が整理されていなかったもの（天白区民生子ども課）

なお、生活保護受給者等に係る預り金の管理については、平成28年 9月 9日に公表した区役所監査における監査結果のなかで同様の指摘を行ったところであるが、今回同様の事例が見受けられたのは誠に遺憾である。

瑞穂区民生子ども課及び緑区徳重支所区民福祉課にあつては、発見された現金について速やかに事務手続きを行われたい。中川区民生子ども課にあつては、手引等に基づき、速やかに事務手続きを行われたい。瑞穂区民生子ども課にあつては、預り金の出納ごとに民生子ども課長等の決裁を受けられたい。天白区民生子ども課にあつては、保管金出納簿を整理されたい。

(4) 金庫における現金の管理について

実地検査において、各区役所の金庫内の確認を行ったところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 瑞穂区保険年金課の手提げ金庫において、区役所に返戻された現金書留封筒が未開封のまま保管されていた。職員立ち合いのもと、この現金書留封筒について確認したところ、平成23年 6月に送付したが、受取人が不在のため、平成23年 7月に返戻されたもので、中身は、平成20年度の国民健康保険料の領収書および現金 4,674円であった。（瑞穂区保険年金課）

イ 名東区総務課の金庫において、企画経理室が管理する区役所の自動販売機（清涼飲料水）及びコインコピー機で拾得した現金（3件 計 520円）が処理されないまま保管されていた。（名東区企画経理室）

瑞穂区保険年金課にあつては、現金について関係局と協議し、事務手続きを行われたい。名東区企画経理室にあつては、現金について速やかに事務手続きを行われたい。

(5) 緊急援護資金の管理について

区役所では、生活保護の申請者が生活保護費の支給までの間の当面の生活に困窮している場合等に、一時的な対応として、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金（以下「援護資金」という。）として少額の生活費の貸し付け等を行っている。

健康福祉局が示す例に従い、各区役所では、緊急援護資金管理要領を定めており、課長は、毎月1回以上援護資金の執行状況及び残高について、緊急援護資金出納簿（以下「出納簿」という。）等の帳簿を確認するとともに、帳簿と現金を照合すること、査察指導員（係長）が出納した場合には、課長、査察指導員（係長）が確認の押印をすること、援護資金を貸し付ける場合は、借用書に返済期日を記入すること、個人別の出納簿に記載することとされている。

援護資金の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 課長等による毎月1回以上の出納簿等の帳簿の確認、帳簿と現金の照合が
されていなかったもの（緑区民生子ども課、天白区民生子ども課）
- イ 援護資金を出納した場合の、課長等による確認印の押印がされていなかったもの
（緑区民生子ども課、天白区民生子ども課）
- ウ 援護資金を貸し付けるにあたって、借用書に返済期日を記載していなかったもの
（東区民生子ども課、中川区民生子ども課）
- エ 貸し付けを行った援護資金について、個人別の出納簿を作成していなかったもの
（天白区民生子ども課）
- オ 出納簿上の残高に対して、実際の残高が6,000円不足していたもの
（名東区民生子ども課）

各区役所民生子ども課にあつては、各区の緊急援護資金管理要領に基づき、
援護資金に係る事務処理を適正に行われたい。

第4 意 見

現金・金券類等の適正な管理を確保するための取組みの強化について

今年度の区役所監査については、現金・金券類等の出納保管事務が適正に行われているか等に重点を置くとともに、新たな試みとして、監査対象区を事前に公表せず、実地検査当日、監査の実施を通知する方式を採用した。

今回の監査においても、過去の監査と同様に基本的な誤りが散見され、中でも、金券類等の出納事務において、受け払いの都度、金券類等出納簿に記載していない事例等、既存のルールが存在を把握しつつも、それに従うことなく事務処理を行うことを黙認するなど、組織全体の法令順守に対する意識の欠如が懸念されるところである。

加えて、前回監査と同様、金庫内で長期間、現金を保管し、事務処理を怠っている事例が見受けられたが、この一因としては、担当者が例外的に多額の現金を預かった場合でも、金庫に保管すれば処理が完結したという気持ちになり、本来の責務である期間内で事務処理を終えることにまで意識が及んでいないのではないかと考える。

区役所にあっては、現金・金券類等の適正な管理を確保するため、区長、区政部長、区民福祉部長、保健所長、支所長がリーダーシップを発揮して、業務に係る関係規則等の点検・確認を再度行い、組織の一人一人がルールを確実に順守するよう周知徹底するとともに、個人的な誤りに対しても組織的にフォローアップができるよう、組織全体のチェック体制を再確認し、チェック機能の強化を図りたい。

特に、総務課及び企画経理室にあっては、区の会計事務を横断的に把握する立場にあることから、区役所全体の日常業務に潜むリスクを抑制することができるよう、各課室公所に対して、実効性のある具体的な対策を講じるなど、区役所において指導的役割を果たされたい。

最後に、今回の監査では、監査対象の全ての区役所において、歳入歳出外現金が適正に管理されていない事例が見受けられた。この指摘事項の原因は、区役所における管理方法にも問題があるが、財務会計システム等による確認の仕組みが

不十分であったことがその要因であったものとする。

区役所にあつては、今後、適正に歳入歳出外現金を管理することは当然であるが、会計室含め関係局にあつては、今回の区役所監査の対象局ではないものの、歳入歳出外現金の管理については、全庁的に影響を及ぼす問題であると思われるので、歳入歳出外現金の適正な管理方法を確保されたい。

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 教育委員会
財政局契約部（教育委員会関連事務に限る）

監 査 期 間 平成29年 4月 6日から
平成29年 9月 1日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、教育委員会における平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日までに完了及び平成29年 3月31日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,577	46	2.9	2,739	236	8.6
委託	155	39	25.2	746	325	43.6

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、施設の修繕工事において、利用者に配慮した設計・施工となっているか、施設の維持管理が適切に行われているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、教育委員会が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 維持管理業務

法定点検の結果を受けた対応について

(2) その他

P C B廃棄物の適正な保管及び処分について

第3 指 摘 事 項

1 維持管理業務

法定点検の結果を受けた対応について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）では、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべき出口で、維持管理上常時施錠状態にある場合は、屋内から鍵を用いることなく解錠できる施錠装置とするなどと定めている。また、建築物の所有者や管理者などは、その建築物の敷地、構造及び建築設備などを常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。

「平成28年度特殊建築物等定期点検業務委託（内山小学校始め87校（園）」では、建築基準法に基づく建築物の定期点検業務を行っていた。その点検結果を確認したところ、複数の小中学校では、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべき出口の一部において、階段、廊下、他の昇降口などにより日常的な学校生活の動線は確保されているとの理由から、維持管理上常時屋内から鍵を用いて施錠していた。その出口は、屋内から鍵を用いることなく解錠できる施錠装置とするなどの対応が必要との報告を委託先の業者から受けていたにもかかわらず、適切な対応を速やかに行っていなかった。

火災その他の非常時には、児童、生徒などを安全、迅速に屋外へ避難させるために、その経路を確保することがきわめて重要な役割を果たす。そのため、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべき出口で、維持管理上常時屋内から鍵を用いなければ解錠できない施錠装置であることは、適法な状態でないことから、速やかに改善されたい。また、新築工事、リニューアル改修工事など施設整備において、今後同様の事例が発生しないように、その計画及び設計段階において、施設管理における意図を具体的に示したうえで施設整備を行われた

い。 (学校整備課)

なお、教育委員会においては、指摘に基づき平成29年 7月までに、鍵を用いることなく解錠できる施錠装置に取り替えを行った。

2 その他

PCB廃棄物の適正な保管及び処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めており、PCB廃棄物^(注)などの特別管理産業廃棄物については、処分されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準（以下「保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならないと定めている。保管基準では、保管場所の周囲に囲いを設け、見やすい箇所に保管場所である旨などの表示をした掲示板を設けることなどを定めている。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）では、PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定めており、定められた期間内にPCB廃棄物を自ら処分し、または処分を他人に委託しなければならないと定めている。

「高圧受電設備改修工事」では、豊治小学校において高圧受電盤内の老朽化した変圧器などの取り替え工事を行っており、その工事により撤去した変圧器はPCB廃棄物であった。その廃棄物は特別管理産業廃棄物であったことから、教育委員会が事業者として適正に処理されているか確認したところ、保管場所の周囲に囲いを設け、見やすい箇所に保管場所である旨などの表示をした掲示板を設けるなどの保管基準に従っておらず、敷地内の屋外に保管容器に収納して保管していたが、蓋が容易に開けられ、特別管理産業廃棄物である変圧器に児童などが接触できる状態であった。

また、PCB廃棄物についてはPCB特別措置法により、教育委員会は、事業者として定められた期間内に適正に処分を行わなければならない。しかし、そのPCB廃棄物の処分について学校整備課が所管しているにもかかわらず、

学校整備課は当該学校に保管されていることを把握しておらず、結果として学校に放置され、定められた期間内に適正に処分されないおそれがあった。

学校では児童などが日常生活を送っているにもかかわらず、豊治小学校は施設管理者としてPCB廃棄物の保管基準についての認識がなかった。特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物に接触することがないように保管基準に従い速やかに改善されたい。

また、今後も改修工事においてPCB廃棄物が発生するおそれがあるため、PCB廃棄物の処理にあたって、教育委員会は事業者として自らの責務を認識し、PCB廃棄物などに関する必要な情報を各学校に周知するとともに、学校整備課においては、学校におけるPCB廃棄物の保管状況を速やかに把握し、PCB特別措置法で定められた期間内に適正に処分されたい。

(学校整備課、豊治小学校)

なお、教育委員会においては、指摘に基づき平成29年 6月に当該学校のPCB廃棄物の保管場所の周囲に囲いを設け、特別管理産業廃棄物の保管場所である旨などの表示をした掲示板を設置し、保管容器の蓋が開かないよう施錠した。

(注) PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物などが廃棄物となったもの。PCBは熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いことなどから、電気機器の絶縁油として変圧器や蛍光灯器具の安定器などで使用されていたが、現在は新たな製造などが禁止されている。変圧器においては平成 6年までに製造された機器にPCBが含まれている可能性があるとされている。PCBには毒性があり、慢性的な摂取により様々な症状を引き起こすことが報告されており、適正な保管及び処分が義務付けられている。



P C B 廃棄物の保管状況



保管容器内の P C B 廃棄物 (変圧器)

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 防災危機管理局

財 政 局

契約部（防災危機管理局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成29年 4月10日から

平成29年 9月 5日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、防災危機管理局及び財政局契約部の事務について、次表の課室を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 名
防災危機管理局	総務課、危機管理企画室、危機対策室、地域防災室
財政局	契約部（防災危機管理局関連事務に限る。）

監査は、これらの課室で処理している事務のうち、主として平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、旅費支出事務や、職員用防災備蓄物資及び災害救助用物資の購入事務は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 契約事務

災害発生時等における緊急契約について

(2) 財産管理事務

災害救助用備蓄物資の購入及び管理事務について

2 意見

災害対応力の向上について

第3 指 摘 事 項

1 契約事務

災害発生時等における緊急契約について

名古屋市契約規則（以下「契約規則」という。）では、災害発生時等の天災地変その他の予期することができない事由により緊急に契約を締結する必要があるときは、契約の相手方から契約の内容の確認に必要な事項を記載した見積書もしくは請書等を契約締結後に提出させなければならないとしている。

防災危機管理局では、平成28年 4月に発生した熊本地震への対応として、避難所運営の支援のために24日間職員を派遣しており、派遣職員の移動手段として緊急の必要によりレンタカーを借り上げていた。

レンタカーの借上げに関する契約関係書類を調査したところ、給油実績に応じて算定される燃料費等を含んだ精算明細書の金額と、見積書及び請書の金額が一致していることから、見積書及び請書は履行後に提出されたものと考えられるが、日付が契約締結日以前となっていた。

見積書等を徴取してから契約を締結することが契約事務の原則であるが、災害発生時等の事由により緊急に契約を締結した場合については、契約規則には例外的な手続きが定められており、契約締結後に見積書等を徴取することとされている。

防災危機管理局においては、災害発生時等における緊急契約の手続きについて周知し、適切な見積書もしくは請書等を徴取すべきことはもとより、契約規則に則り、適正な契約事務を行われたい。（危機対策室）

2 財産管理事務

災害救助用備蓄物資の購入及び管理事務について

契約規則では、契約の適正な履行を確保するため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとしている。また、名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）では、消耗品のうち備蓄用のものについては、受入れ時に現物を関係書類と照合するとともに、消耗品出納簿に登載し、常に良好な状態で使用できるよう確実に保管しなければならない

としている。

防災危機管理局では、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、長期保存が可能な食料品、紙おむつ等の災害救助用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）を調達し、管理している。

備蓄物資の購入及び管理事務について調査したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 仕様書において、複数回に分割して納品するよう指定しているが、納品日ごとに納品の確認を実施したか把握できないもの

イ 消耗品出納簿の受高価格等の記載が誤っているもの

備蓄物資の購入及び管理にあたっては、契約規則に基づき確実に納品の検査を実施するとともに、会計規則に基づき消耗品出納簿に正しく登載し、災害時に速やかに使用できるよう紛失や使用期限切れのないよう適切に管理されたい。

また、備蓄物資の更新にあたっては、使用期限がある食料品については使用期限の1年前に更新し、払い出したものを地域の防災訓練等において活用することとしているが、訓練の参加者数が想定を下回ったことなどによって発生した配布残について、使用期限が経過したため処分している事例が見受けられた。今後、備蓄物資の品目や数量の計画的な拡充に伴い、品質管理のために更新し払い出す備蓄物資の量も増大することが見込まれることから、無駄に廃棄することのないよう、防災訓練をはじめ、防災教育での活用やフードバンクへの提供等、関係局区とも連携し、幅広い活用方法を検討されたい。（地域防災室）

第4 意 見

災害対応力の向上について

本市では、災害対策基本法の規定に基づき「名古屋市地域防災計画」を策定し、市域に関する風水害や地震災害等に対処するために本市が処理すべき業務等について総合的に定めている。また、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、地震災害による被害軽減のために平成30年度までに本市が実施すべき震災対策について「名古屋市震災対策実施計画」を策定し、計画的に推進している。

このような中、平成28年 4月に発生した熊本地震について、本市では、各種相互応援協定等に基づき、震災発生直後から被災地域へ多数の職員を派遣し、救援物資の提供や避難所運営等の支援を実施したところである。この熊本地震では、全国の自治体等の多様な機関が人的・物的支援を実施した一方で、被災自治体において受援体制が整っていなかったことや、物資運搬や避難所運営を始めとした災害応急対応について計画やマニュアル等があったものの、十分機能せず支障が生じたこと等の新たな課題が浮き彫りになった。これを受け、防災危機管理局では、被災地域での支援活動に従事した本市職員や被災自治体へのヒアリング等を踏まえ、熊本地震で明らかになった課題や教訓について、庁内ワーキンググループを設置し、本市防災施策への反映に向けて議論を重ねているところである。

本市では、これまでも職員に対する防災研修や訓練等を定期的に実施しているが、大規模災害時における災害対応にあたって、計画やマニュアル等が十分機能するためには、各局室区の防災担当者だけでなく、職員一人ひとりが、平常時から防災に対する意識を高め、発災時に遂行すべき任務を理解しておくことが必要である。

防災危機管理局においては、被災地域支援等を通じて職員に培われた知識や経験を活かし、これまでの取組みの実効性について検証するとともに、発災時の活動場所となる避難所等の実地における実践的な訓練や、各局室区や関係機関が連携した情報伝達訓練を実施するなど、職員及び組織の災害対応力の向上を推進されたい。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 住宅都市局

財 政 局

契約部（住宅都市局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成29年 4月10日から

平成29年 9月 5日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、住宅都市局及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
住宅都市局	総務課、企画経理課、監理指導室	
	都市計画部	都市計画課、街路計画課、都市景観室、交通企画課、交通施設管理課
	建築指導部	建築指導課、開発指導課、建築審査課、監察課
	営繕部	企画保全課、営繕課、住宅・教育施設課、設備課
	住宅部	住宅企画課、住宅整備課、住宅管理課
	都市整備部	まちづくり企画課、市街地整備課、区画整理課、名港開発振興課、耐震化支援室、大曽根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所
	リニア関連 都心開発部	都心まちづくり課、リニア関連・名駅周辺開発推進課、ささしまライブ24 総合整備事務所
財政局	契約部（住宅都市局関連事務に限る。）	

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、市営住宅の管理に係る事務や現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 収入事務

名古屋市住宅新築資金等貸付金に係る債権管理について

(2) 契約事務

金入設計書の封印について

(3) 財産管理事務

行政財産の目的外使用許可についてなど 3項目

(4) 行政運営事務

起案文書の標題についてなど 2項目

2 意見

市営住宅の住宅セーフティネット機能の発揮について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

名古屋市住宅新築資金等貸付金に係る債権管理について

本市では、債権の管理について、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則等（以下「管理条例等」という。）で取扱いを定めている。管理条例等では、債権を適正に管理するために管理台帳を整備して債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記載することなどが定められている。

住宅企画課では、名古屋市住宅新築資金等貸付要綱等に基づき、住宅新築資金等の貸付けを、昭和51年度から平成 7年度までの間実施しており、現在は、償還が完了していない債権の管理を行っている。

この事務について確認したところ、財務会計システムで管理されている未収金総額が、管理台帳で管理している債権総額よりも多くなっており、財務会計システムと管理台帳の内容が一致しない状況となっていたことから、原因を調査した上で正しく修正されたい。

また、管理台帳等を確認したところ、管理台帳に督促状の発付日及び債務者との交渉の経過が記載されていない事例が見受けられた。

当該債権については、長期に渡って債権が適切に管理されていない現状を鑑みると、債権管理の認識が不十分であったと言わざるを得ない。債務者ごとに今後の対応方針を定め、管理条例等に従った適正な債権管理を徹底されたい。

（住宅企画課）

2 契約事務

金入設計書の封印について

名古屋市契約事務手続要綱（以下「契約事務手続要綱」という。）では、工事又は製造の請負等の施行決定に係る起案文書に添付する金入設計書について、決裁終了後に封筒に入れて名古屋市封（以下「市封」という。）を封筒のとじしろのとじ目に貼付し、市封の上縁及び下縁の 2箇所に割印しなければならないこととされている。

また、封印された金入設計書の封筒を開封する必要がある場合は、封筒のとじ

目に沿って市封を切り離し、その後開封した者が、切り離された市封に重ならないように別の市封を貼付し、再度封印をしなければならないこととされている。

この事務について確認したところ、市街地整備課及び名港開発振興課において、封印された金入設計書の封筒を開封した後に再度封印していない事例が見受けられた。

設計単価が外部に漏えいすると、予定価格が容易に推定されるおそれがあるので、金入設計書を常に封印し安易に閲覧できぬようにしておくことは肝要である。契約事務手続要綱に従い、金入設計書を適切に管理されたい。

また、平成27年 9月10日に公表された住宅都市局の監査の中で、他課にて同様の事例が見受けられ、監査事務局より注意したところである。総務課にあつては、同様の誤りが再び発生することのないよう、金入設計書の取扱いについて局内で周知を徹底されたい。
(総務課、市街地整備課、名港開発振興課)

3 財産管理事務

(1) 行政財産の目的外使用許可について

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することが可能であるとされており、名古屋市公有財産規則の規定により、行政財産の使用許可を受けようとする者は、あらかじめ行政財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならないとされている。

住宅管理課では、行政財産である市営住宅及びその敷地等の管理を所管しており、これらの使用を申請する者に対し、申請書に配置図及び詳細資料（以下「添付図面」という。）を添付するよう求めている。

この事務について確認したところ、添付図面からは使用許可を受ける部分が不明確であるにもかかわらず使用を許可している事例や、添付図面から算出される面積と申請書に記載された面積が異なっている事例が見受けられた。

申請書と添付図面の内容が一致しないにも関わらず、申請者に確認することなく、使用を許可していた現状を鑑みると、行政財産の使用許可に係る審査が不十分であると言わざるを得ない。

行政財産の使用許可にあたっては、添付図面も含めて申請内容を厳正に審査されたい。

また、これらの事例については、正しい面積で使用許可がなされているか確認できないことから、使用実態について再度調査されたい。（住宅管理課）

(2) 売払いを目的とする印刷物の管理について

名古屋市会計規則、「金券類等出納簿の取扱いについて」（昭和61年 4月 1日 収入役名通知）及び物品会計事務の手引（以下「会計規則等」という。）によれば、印刷物で売払いを目的とするもの（以下「売払いを目的とする印刷物」という。）は金券類等出納簿に登載して管理することとされており、その販売を市民情報センターや外部の業者等に委託する場合は、販売委託先から販売数の報告を受けた日において金券類等出納簿に登載し確認印の押印を行うこととされている。

売払いを目的とする印刷物の管理状況について確認したところ、名港開発振興課及びリニア関連・名駅周辺開発推進課において、販売委託先へ委託した時点で金券類等出納簿に登載し確認印の押印を行っていた事例が見受けられた。

売払いを目的とする印刷物について、会計規則等に従い適正に管理を行われたい。（名港開発振興課、リニア関連・名駅周辺開発推進課）

(3) 事業施行者管理道路の一時使用の承認について

本市では、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）に基づき、事業施行者として土地区画整理事業を施行し、現地に大曾根北・筒井都市整備事務所を始め 3箇所の事務所を設置している。

事業施行者管理道路は、土地区画整理事業に支障が生じない範囲において特に必要があると認める業務の用に供する際には、一時的に使用させることができることとされており、事業施行者は、事業施行者管理道路を一時的に使用しようとする者（以下「一時使用申請者」という。）から申請を受け、申請内容が基準に適合すると認められたものについて、一時使用を承認している。

また、承認の条件として、一時使用申請者は工事が完了したときは、ただちに工事完了届及び必要な図書（以下「完了届等」という。）を事業施行者に提出し、指定する職員の検査を受けることとされている。

この事務について、関係書類を抽出し確認したところ、大曾根北・筒井都市

整備事務所において、申請があった工事期間が終了しているにも関わらず、承認の条件に反し完了届等の提出がされていない事例が見受けられた。また、これらの事例では、一時使用申請者に対し工事の進捗状況の確認や完了届等の提出を求めているにもかかわらず、職員による検査も行われていなかった。

こうした状況を鑑みると、事業施行者による事業施行者管理道路の管理が十分に行われているとは言い難いことから、一時使用承認をした事業施行者管理道路について適切に管理されたい。

(大曽根北・筒井都市整備事務所)

4 行政運営事務

(1) 起案文書の標題について

本市では、名古屋市情報あんしん条例に基づき、市の保有する情報を作成、閲覧、送信、保存、廃棄等するときには適切な保護対策を講じなければならない、名古屋市情報あんしん条例施行規程等において、起案文書の標題には個人情報等の機密情報を含んではならないとされている。

起案文書を確認したところ、都市景観室において、屋外広告業登録等に係る起案文書の標題に申請者の氏名を記載している事例が見受けられた。

起案文書を作成する際は、標題に機密情報を含まないようにされたい。

(都市景観室)

(2) 補償事務における交渉の記録について

本市が施行する土地区画整理事業における建物の移転等に伴う損失補償事務については、名古屋市住宅都市局補償事務取扱要綱（以下「補償事務取扱要綱」という。）において取扱いが定められており、移転等の補償に関する関係者との交渉を行った場合は、そのつど交渉記録簿に交渉内容を記録し、交渉の進捗状況を明らかにしておくこととされている。

また、職員の給与に関する条例では、職員が都市整備事業等の企画及び施行のため必要とする現地での折衝等を行った場合は、特殊勤務手当を支給することができる旨が定められている。

これらの事務について、補償案件を抽出し確認したところ、移転等の補償に関する関係者との交渉を行ったとし、職員に対し特殊勤務手当を支給している

にも関わらず、交渉記録簿に交渉内容を記録していない事例が見受けられた。

移転等の補償に関する関係者との交渉は長期間に渡ることもあり、その経過を記録しておくことは重要である。補償事務取扱要綱に従い、交渉内容を適正に記録されたい。

なお、特殊勤務手当の支給要件ではないものの、業務のつど必ず作成されることとなる記録が欠落している現状では、特殊勤務手当支給の妥当性についても疑念を抱かれかねないため、事務執行にあっては留意されたい。

(大曾根北・筒井都市整備事務所、ささしまライブ24総合整備事務所)

第4 意 見

市営住宅の住宅セーフティネット機能の発揮について

本市では、平成23年 3月に「名古屋市住生活基本計画」を策定し、住まいに関する各種施策に取り組んできたところであるが、少子高齢化のさらなる進展など社会経済情勢の変化や新たな課題などに対応するため、平成28年12月に見直しを行った。

この中で、市営住宅等については、今後の居住ニーズに対応するため、アセットマネジメントや民間活用の視点も踏まえながら、既存の住宅ストックを最大限活用し、住宅セーフティネット機能の維持・向上に取り組むとされている。

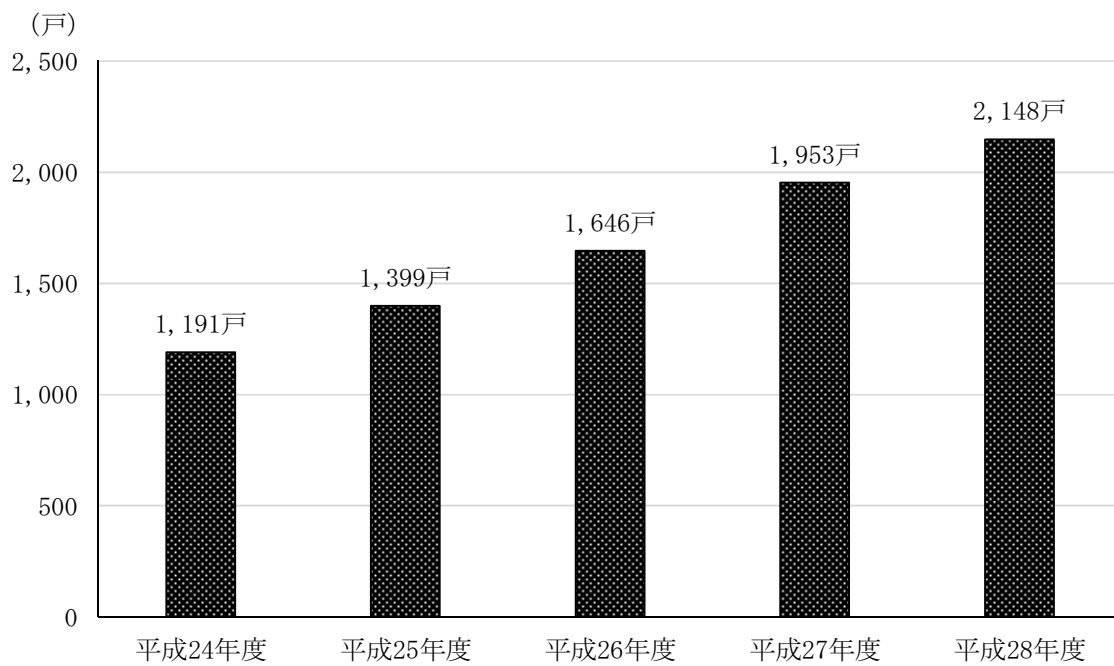
そこで、本市の市営住宅の現状を見てみると、市営住宅の応募倍率は、近年は低下傾向にあるものの、平成28年度の一般募集は約 6倍となっており、依然として高い状況である。一方、市営住宅全体の管理戸数が61,000戸程度で推移する中、過去 5年間（平成24年度～平成28年度）の募集可能な空家戸数は図 1のとおりとなっており、年々増加していることが分かる。

募集戸数を大幅に上回る応募があるにもかかわらず、空家戸数が増加している現状を鑑みると、市営住宅に対するニーズと本市の施策にずれが生じているのではないかと懸念される。

「名古屋市住生活基本計画」において、市営住宅は、適切な住宅を自力で確保することが困難な世帯が安心して住み続けることができる住まいとして、中心的な役割を担うとされている。住宅都市局では、平成29年度より、一般募集で申し込みのなかった住宅の先着順募集を開始するなど、入居機会の拡大に努めているところである。

今後もこうした取組みを推進しつつ、「名古屋市住生活基本計画」に定める目的が達成されるよう、市営住宅に対するニーズの把握に努め、より柔軟な発想で施策を展開することで、既存の住宅ストックを最大限活用し、市営住宅が住宅セーフティネットとしてその機能を発揮できるよう努力されたい。

図 1 市営住宅の募集可能な空家戸数の推移



(注) 各年度末時点。各年度の戸数は、空家総数から建替事業等による政策的空家や事故住宅等を除いた戸数である。

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 緑政土木局
財政局契約部（緑政土木局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成29年 4月 7日から
平成29年 9月 5日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、緑政土木局における平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日までに完了及び平成29年 3月31日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,470	82	5.6	32,316	8,727	27.0
委託	1,246	18	1.4	6,888	139	2.0

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、施設の機能が果たせるよう適正に設計されているか、工事の品質が確保されるよう適切に工事監理されているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

なお、監査において平成26年度及び平成27年度に契約した工事及び委託の調査を実施しており、黒川和博監査委員は、平成26年 4月 1日から平成28年 3月31日まで緑政土木局長として在職していたため、地方自治法第 199条の 2の規定により除斥となった。

1 指摘事項

(1) 設計

視覚障害者誘導用ブロックの設置についてなど 3項目

(2) 施工

雨水管の補修における取付管の対応について

(3) その他

単価及び歩掛の採用について

2 実地検査

3 意見

安心・安全に配慮した維持管理に向けた取り組みについて

第3 指 摘 事 項

1 設計

(1) 視覚障害者誘導用ブロックの設置について

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者を安全に誘導する目的で敷設するブロックであり、移動の方向を示す線状ブロックと、注意喚起を促す点状ブロックの 2種類がある。

福祉都市環境整備指針（以下「整備指針」という。）では、高齢者や障害者をはじめ誰もが安全に利用できるよう、道路や公園など公共施設利用時の物理的バリアを解消するための標準的な技術基準を定めている。整備指針では、立体横断施設



の上り口、歩道の端部及び公園の出入口などには、危険箇所などの注意喚起を促すため、点状ブロックを設置することと定めている。また、歩道を通行している視覚障害者を立体横断施設の上り口など誘導対象施設に案内するため、線状ブロックを設置することと定めている。

さらに、緑政土木局の歩道整備ガイドラインでは、歩道などに視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合、横断歩道を挟んで対面する視覚障害者誘導用ブロックについて、一対のものとして、対称となるように設置することと定めている。

緑政土木局が発注した工事の設計において、視覚障害者誘導用ブロックが整備指針などに基づいて設置されているかを調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 必要な箇所に設置していなかったもの

「不二見横断歩道橋塗装・修繕工事及びバリアフリー対策工事（中一1）」では、バリアフリー対策として立体横断施設の上り口に視覚障害者誘導用ブロックを設置していたが、上り口に案内するための視覚障害者誘導用ブロックを設置する設計としていなかった。



本件工事の状況



正しい設置例

「公園施設更新工事（中村一補 1）」では、公園の遊具等の更新工事にあわせて、出入口の舗装工事を行っていたが、点状ブロックを設置する設計としていなかった。

（中土木事務所、中村土木事務所）



本件工事の状況

イ 線状ブロックの設置を誤ったもの

「市道高田汐路町線歩道整備工事、舗装道補修工事（瑞－ 2）及び掘削跡復旧工事（瑞－ 2）」では、歩道整備工事にあわせて横断歩道部に視覚障害者誘導用ブロックを設置していた。しかし、歩道の端部には注意喚起を促すための点状ブロックを設置する必要があったが、誤って線状ブロックを設置していたため、視覚障害者が私有地内に誘導されるおそれがあった。

（瑞穂土木事務所）



本件工事の状況

不適切な設置状況

ウ 横断歩道を挟んで一対に設置していなかったもの

「市道名西南北第 5号線歩道整備工事、舗装道補修工事（中村－ 5）及び掘削跡復旧工事（中村－ 9）」では、歩道整備工事にあわせて横断歩道部に視覚障害者誘導用ブロックを設置していた。しかし、本件工事で設置した視覚障害者誘導用ブロックの横断歩道を挟んで反対側の歩道には、一対のもの

として対称となる視覚障害者誘導用ブロックを設置する必要があったが、工事範囲外との理由から設置する設計としていなかった。

(中村土木事務所)



本件工事の状況



反対側の歩道の状況

視覚障害者誘導用ブロックの設置にあたっては、整備指針などの技術基準に基づき必要な箇所に適切に設置する設計とするとともに、設置目的を十分に考慮して工事範囲を設定されたい。また、今回指摘した事例は安全性に問題があるため、改善工事を実施されたい。

なお、緑政土木局においては、指摘に基づき平成29年 8月までに改善工事を実施した。

(2) 橋梁の路面排水施設の整備について

整備指針では、歩行者等の動線上に雨水ますなどの路面排水施設が設置されている場合は、つえの先端や車いすのキャスター等が落ち込まないように格子の目が細かい蓋を設置することと定めている。

「県道田名古屋線舗装道補修工事（千一 1）、香流橋補修工事及び先端壁塗装工事（千一 1）」及び「筋違橋始め 2橋補修工事（その 2）」では、橋梁上の舗装などを補修していた。補修する舗装の範囲内において、歩行者等の動線上に設置されている既存の雨水ますの蓋は格子の目が粗いものであったため、格子部分につえの先端や車いすのキャスター等が落ち込むおそれがある状態であった。しかし、本件工事では、歩行者等が通行することを考慮した格子の目が細かい蓋に取り替えるなどの設計としていなかった。



雨水ますの状況

橋梁の補修にあたり、歩行者等の動線上に雨水ますなどの路面排水施設が設置されている場合は、整備指針に基づき、高齢者や障害者をはじめ誰もが安全に通行できるよう設計されたい。また、当該雨水ますについては、整備指針に適合しないため改善工事を実施されたい。

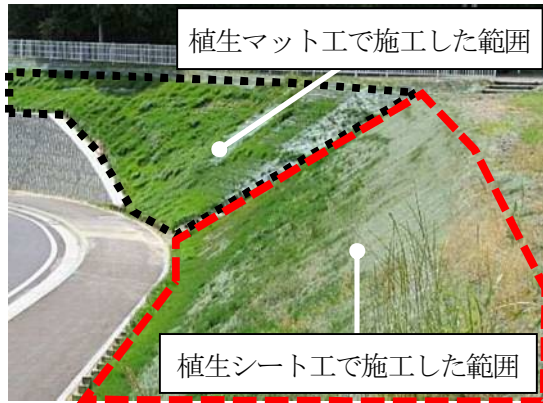
(千種土木事務所、西土木事務所)

(3) 法面保護工における植生工の工法選定について

切土工・斜面安定工指針（公益社団法人道路協会発行。以下「安定工指針」という。）では、法面^{のりめん}（^{注1}）に隣接した道路において、法面を雨水による浸食などから保護し、安全かつ快適な道路空間を確保するため、法面に植物を生育させ安定化させる植生工などの法面保護工を実施することと定めている。また、安定工指針では、法面の形成方法などにより、最適な植生工を選定することとしており、現地盤を切り下げて形成する切土法面では植生マット工^{（注2）}などを選定することと定めている。

「みどりが丘公園園路整備工事（その1）」では、公園内に道路を整備するため、現地盤を切り下げて、最大高低差約6メートルの切土法面を形成しており、法面保護工として植生工を実施していた。植生工の工法選定にあたっては、安定工指針に基づき設計しており、施工対象地の法面は切土法面であることから、植生マット工などを選定すべきであったが、その法面の約3分の1の範囲においては、切土法面に適さない植生シート工^{（注3）}を選定していた。

現地の状況を確認したところ、植生マット工で施工した範囲では植物は概ね生育しているものの、植生シート工で施工した範囲では生育していない箇所があった。



現地の施工状況



植生シート工の現地確認時の生育状況

法面保護工における植生工の工法選定にあたっては、適切な工法が選定されなかった場合、将来、侵食や表土の崩落などの生じるおそれがあるため、安定工指針に基づき適切に設計されたい。
(緑地事業課)

(注1) 法面

現地盤を切り下げて又は土を盛り立てて形成する人工斜面。

(注2) 植生マット工

合成繊維のネットに植物の種子、肥料、植生基材等を封入した袋から成るマットを止め釘などで法面に固定する植生工の工法。

(注3) 植生シート工

現地盤に土を盛り立てて形成する盛土法面に適用され、種子、肥料などを装着した紙状シートを止め釘などで法面に固定する植生工の工法。

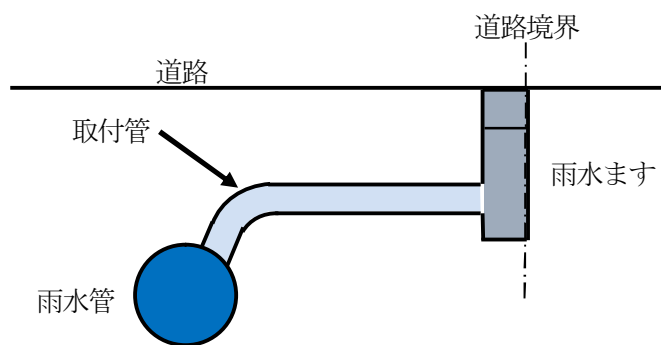
2 施工

雨水管の補修における取付管の対応について

道路の下にある雨水管や取付管などの埋設管に破損がある場合は、道路下の土砂がその破損した箇所から管内に流入することにより道路の陥没を引き起こすおそれがある。このため、埋設管の破損を確認した場合は、補修するなど適切に対応する必要がある。

緑政土木局では、老朽化した雨水管の内面を管きょ更生工法^(注)により補修している。その工法による補修では、対象となる雨水管の破損状況や取付管の位置を管内からカメラにより事前調査を行っている。

「玉池第 4号排水路始め25排水路改良工事」始め 4件では、老朽化した雨水管の内面を管きょ更生工法により補修しており、対象となる雨水管の破損状況や取付管の位置をカメラにより事前調査を行っていた。その調査の結果について確認したところ、取付管の位置を撮影した写真などに取付管の破損している状況が複数の箇所で見受けられた。しかし、本件工事で実施したカメラによる事前調査は、取付管の位置を確認する目的であるとの理由から、取付管の破損状況について十分な確認がされていなかったため、取付管を補修するなど適切に対応していなかった。



雨水管及び取付管の断面イメージ図



取付管破損状況

これらの破損している取付管については、補修するなど改善工事を実施されたい。また、今回指摘した取付管の破損状況は、取付管の位置を撮影した写真などの確認において、容易に気づくことが可能である。このため、管きょ更生工法による補修にあたっては、事前調査の結果において雨水管だけでなく、取付管の破損状況も十分に確認するなど適切な工事監理を確実に行われたい。

(西土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所、天白土木事務所)

(注) 管きょ更生工法

道路を掘削することなく、老朽化した管きょ内面に新たに管を構築し、耐荷能力、流下能力などを確保する工法。

3 その他

単価及び歩掛の採用について

緑政土木局の土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）では、工事費などの積算に用いる単価は、緑政土木局が定める基本単価、刊行物の掲載単価、特別調査^(注 1) 又は見積りなどによる単価をもとに決定することと定めている。

また、「名古屋市緑政土木局発注の工事等における歩^ぶ掛^{がかり} 見積の取扱いについて」（以下「歩掛の取扱い」という。）では、見積りによる歩掛^(注 2) の採用方法を定めている。

緑政土木局が発注した請負工事及び業務委託において、適切な単価及び歩掛を採用しているか確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 積算基準では、見積りにより単価を決定する場合には、原則 3社以上から徴取し、異常値^(注 3) を排除した価格の平均価格を採用することと定めている。しかし、「自転車駐車場整備工事（中－1）」では、3社から徴取した見積りの平均価格を採用すべきところ、最低価格を採用していた。また、「小幡36号水路始め17排水路改良工事」では、平均価格の直近下位の単価を採用していた。さらに、「戸田川緑地ステージ改修工事」では、3社から徴取した見積りのうち 2社が異常値として排除されたため、平均価格が算出できないにもかかわらず、残った 1社の見積りを採用していた。

イ 積算基準では、刊行物の掲載単価により単価を決定する場合において、公表価格として掲載されている資材単価は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため積算に用いる単価としないと定めている。しかし、「公園テニスコート補修工事（港－11）」では、刊行物に掲載されている公表価格を採用していた。

ウ 積算基準では、基本単価及び刊行物の掲載単価がなく、1件の工事において調達価格^(注 4) が 100万円以上の場合は、見積りではなく特別調査により材料単価を決定することと定めている。しかし、「文教台猪子石 1号排水路始め 2排水路改良工事及び市道猪子石第 117号線歩道整備工事（その 3）」及び「単独土地改良事業茶屋後 6号水路改良工事」では、1件の工事における調達価格が 100万円以上であったことから、特別調査により単価を決定す

べきところ、見積りにより単価を決定していた。

エ 歩掛の取扱いでは、見積りにより歩掛を決定する場合には、原則として 3 社以上から歩掛の見積りを徴取し、その歩掛に基本単価を乗じ算出した価格に対して、異常値を排除した最頻度価格の見積りを採用することと定めている。ただし、最頻度価格が存在しない場合は異常値を排除した平均価格の直近下位の見積りを採用することと定めている。しかし、「市道桶狭間勅使線 第 2号道路詳細設計業務委託」では、4社から歩掛の見積りを徴取していたが、異常値を排除した最頻度価格の見積りが存在しなかったため、平均価格の直近下位の見積りを採用すべきところ、最低価格の見積りを採用していた。

工事費などの積算に用いる単価及び歩掛については、採用方法を誤った場合、予定価格に大きな影響を及ぼすおそれがある。単価及び歩掛の採用にあたっては、積算基準などにに基づき適正に行われたい。また、今回の事例は平成27年度に積算基準などが改訂され、単価及び歩掛の採用方法が複雑化し、十分に認識されていないことが原因と考えられる。このため、緑政土木局においては、積算における基本的な考え方を踏まえ、職員の誰もが単価及び歩掛の採用方法のみならず、適正な積算が可能となるよう周知徹底されたい。

(中土木事務所、港土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所、
道路建設課、都市農業課、緑地維持課)

(注1) 特別調査

外部に委託して、実勢価格の調査を行うもの。

(注2) 歩掛

一つの作業に必要な単位あたりの作業員の職種及び人数、材料などの数量、並びに建設機械の運転時間などを示したもの。

(注3) 異常値

見積りの平均値に対して30パーセント以上の差異があるもの。

(注4) 調達価格

材料単価に使用数量を乗じたもの。

第4 実 地 検 査

1 検査概要

「東山動植物園アフリカの森エリア造園整備工事（その 2）」において、工事が適切に行われているかを確認するために、鉄筋コンクリートの擁壁について、非破壊試験機を用いて鉄筋の間隔及び鉄筋のかぶり^(注)の測定並びにコンクリート強度の推定を行った。

(注) 鉄筋のかぶり

鉄筋からコンクリート表面までの最短距離。

2 検査結果

(1) 鉄筋の間隔及びかぶり

鉄筋の間隔 (単位：mm)					
測定事項	測定箇所	設計値	測定値	合格値	合否判定
縦鉄筋	1	250	253	215～285	合 格
	2		252		合 格
横鉄筋	1	250	239	227～273	合 格
	2		240		合 格

鉄筋のかぶり (単位：mm)					
測定事項	測定箇所	設計値	測定値	合格値	合否判定
横鉄筋	1	74.5	95	49.2～105.0	合 格
	2		90		合 格
	3		88		合 格
	4		85		合 格

※ 鉄筋の間隔の測定値は、一定範囲内の鉄筋間隔の平均値である。

※ 合格値は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」
(平成 24 年 3 月 国土交通省大臣官房技術調査課) による。

(2) コンクリート強度

コンクリート強度の推定 (単位 : N/mm ²)	
設計基準強度	24.0
コンクリート強度の推定値	28.4
合否判定	合 格

※ 合否判定は、コンクリート強度の推定値が設計基準強度以上であること。

以上の結果、鉄筋の間隔、鉄筋のかぶり及びコンクリート強度は適正であると認められた。

第5 意 見

安心・安全に配慮した維持管理に向けた取り組みについて

緑政土木局は、市民生活を支える社会基盤として欠くことのできない道路、河川、公園などの公共土木施設を管理している。これらの施設の多くは、昭和30年代から60年代にかけて整備されており老朽化が進行している。このような状況の中、緑政土木局では老朽化への対応として、計画的な更新や補修などを着実に推進しており、市民をはじめとする施設利用者に対し、安心・安全な施設を提供するために、施設の適切な維持管理に努めているところである。

監査の結果、設計では、視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置していなかったものや、雨水ますの蓋が歩行者等の通行を考慮していなかったものなど、整備指針等の技術基準に適合していない事例が見受けられた。また、施工では、取付管の破損状況を十分に確認していなかったため、補修するなど適切に対応していなかった事例が見受けられた。

これらの事例は、施設の補修工事において、施設管理者として安心・安全への配慮が不十分な事例であったことから、その工事場所に潜在するリスクに対応していなかったと言わざるを得ない。これらの事例をなくすためには、ただ老朽化した施設を補修するだけでなく、施設管理者として安心・安全に配慮した施設となるよう、設計に必要な知識を習得することや、施工時において利用者の安全に係わる損傷箇

所を確実に把握することが必要であると考えられる。

緑政土木局においては、誰もが安心して安全に利用できる施設を設計するため、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、高齢者や障害者をはじめとする施設利用者の立場になったバリアフリー化への対応が可能となるよう、整備指針等の技術基準について学ぶ機会を増やすなど必要な知識の習得を図られたい。また、施工時に受注者から提出を受ける調査結果に損傷の有無を明記するなど、工事範囲内の損傷箇所を確実に把握されたい。さらに、これらの取り組みを実効性のあるものとするために、職員一人ひとりが施設管理者としての強い自覚を持ち、施設を維持管理する上で、そもそもその場所にはどのようなリスクがあり、それがどのような影響を及ぼすのか十分考慮しながら、より安心・安全に配慮した維持管理が可能となるよう組織をあげて取り組まれたい。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 消 防 局

財 政 局

契約部（消防局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成29年 4月10日から

平成29年 9月 6日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、消防局及び財政局契約部の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
消防局	総務部	総務課、職員課、施設課
	予防部	予防課、指導課
	消防部	消防課、指令課、特別消防隊
	救急部	救急課
	消防署（東、北、西、中、瑞穂、港、南、守山）	
財政局	契約部（消防局関連事務に限る。）	

監査は、これらの課公所で処理している事務のうち、主として平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、個人情報等の機密情報の取扱いや、消防署内における感染性廃棄物の取扱いは適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 収入事務

消防職員宿舍使用料及び駐車場使用料について

(2) 行政運営事務

り災証明書及び救急搬送証明書の交付事務についてなど 2 項目

2 意見

消防団員の活躍の推進に向けた取組みについて

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

消防職員宿舎使用料及び駐車場使用料について

消防職員宿舎等の管理に関する規程等によれば、消防局は、入居者及び駐車場使用者から月額 of 宿舎使用料及び駐車場使用料（以下「使用料」という。）を徴収し、宿舎の退去や駐車場の使用中止（以下「退去等」という。）が月の中途であった場合には、日割により使用料を算出することとしている。

消防職員宿舎退去届、駐車場使用中止届及び使用料に関する調定決裁書について調査したところ、宿舎や駐車場の退去等の予定日が月の中途となっていた事例について、いずれも日割計算としていなかった。

消防局に確認したところ、実際の退去等はすべて月末とのことであったが、その記録が残されていなかった。

退去等の日付は使用料の算出根拠となるため、消防局においては、確実に記録を残されたい。（職員課）

2 行政運営事務

(1) り災証明書及び救急搬送証明書の交付事務について

消防局では、各消防署において、火災や焼損事故があったことやその状況を証明する「り災証明書」及び救急車で医療機関へ搬送されたことを証明する「救急搬送証明書」の交付事務を行っている。

これらの証明書の交付にあたっては、火災調査事務処理要綱及び救急業務実施要綱等（以下「要綱等」という。）において、り災証明書交付申請書及び救急搬送証明書交付申請書（以下「申請書」という。）の収受の際に本人確認のために提示を求める書類や、本人確認を実施したことを記録する手続き等について規定している。

申請書について調査したところ、申請者の本人確認を実施したことが申請書に記録されていない事例や、要綱等で規定している本人確認のために提示を求める書類以外の書類の照合のみで本人確認済みとしている事例が見受けられた。また、申請書と併せて申請者の運転免許証等の本人確認資料の写しが保管され

ている事例が見受けられた。

り災証明書及び救急搬送証明書の交付にあたっては、名古屋市個人情報保護条例に基づき個人情報を適正に取り扱わなければならないことから、要綱等に則り本人確認が適切かつ確実に実施され、その経過が記録されるよう徹底されたい。一方で、本人確認を実施したことの記録として運転免許証等の写しを保管することは、事務の目的に対して必要以上の個人情報を取得し保管することとなるため、要綱等に則り目視による確認に留められたい。

消防局においては、これらの状況が複数の消防署において見受けられたことから、事務の発生頻度も踏まえ、本人確認を確実に実施し、その経過を容易に記録できるような申請書様式への見直し等の対策を講じられたい。

(消防課、救急課)

(2) 情報の保護及び管理の方法に関する定めについて

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則では、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務並びに情報の種類、内容、媒体等に応じて、保管場所等を定めなければならないとしており、消防署では各課長が情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）のなかで機密情報が含まれる文書の保管場所や廃棄方法を定めており、この方法によって管理することとしている。なお、消防署の消防第一課及び第二課は、本署及び出張所によって構成されている。

瑞穂消防署の消防第一課及び第二課の情報に関する定めについて調査したところ、瑞穂消防署は本署のほかに堀田出張所があるにも関わらず、堀田出張所における機密情報が含まれる廃棄文書の管理方法を定めていなかった。

情報に関する定めを改定し、行政文書を適切に管理されたい。

(瑞穂消防署)

なお、本件については調査の後、情報に関する定めが改定され、必要な措置が講じられた。

第4 意 見

消防団員の活躍の推進に向けた取組みについて

本市における消防団は、長年にわたって地域に密着した活動を行っており、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であるが、消防団員の充足率については、平成29年 4月 1日現在の基本消防団の定員数が 6,820名のところ、実員数は 5,672名で83.2%の充足率となっており、平成24年度以降減少傾向にある。このような中、平成26年度に設置した「名古屋市消防団のあり方検討会」の答申を踏まえ、報酬制度や機能別消防団制度の導入等をはじめ、消防団及び消防団員の機能強化や充実のための取組みが行われてきた。

その取組みの一つとして、平成28年度からは、小学校通学区域を管轄区域とする基本消防団に加え、市内一円を管轄区域とする機能別消防団が新たに設置された。機能別消防団は、専門的な知識や技術を習得した消防団員で構成されるマイスター消防団と、大学生で構成される大学生消防団の 2つの消防団で構成される。マイスター消防団については、基本消防団と連携した自主防災活動の指導等における活躍が期待される。また、大学生消防団については、幅広い世代に対する広報活動だけでなく、同世代の大学生が消防団員として活躍する様子を通じて、将来の消防団員となる可能性のある若い世代に対して消防団活動の重要性を認識させる上でも効果が期待できる。

また、本市における基本消防団員の総数は減少傾向にあるものの、女性消防団員数について見てみると、平成10年度の登用開始以降着実に増加している。平成29年 4月 1日現在、女性消防団員が在籍している基本消防団は 4割を超えており、その総数は 400名となっている。さらに、平成28年度には、本市初の女性消防団長が誕生したところである。他都市の消防団員による活動では、平成28年 4月に発生した熊本地震において、避難所生活における女性や高齢者に配慮した声掛け、荷物搬送の支援、要望の聞き取りなど、女性消防団員によるきめ細かな支援活動が実施されたことが報告されている。また、近年、地域の安全確保に対する住民の意識の変化等を受けて、消防団に求められる役割も多様化しており、災害現場での消火活動や後方支援活動等だけではなく、日頃からの火災予防の普及啓発、応急手

当指導等、女性消防団員の活躍が期待される場面も増加している。

消防局においては、消防団活動に対する市民の理解を深め、ひいては入団促進を図るため、市内外の消防団員の活躍について様々な機会を捉えて広報することのほか、女性消防団員のさらなる活躍を推進するとともに、地域に根付く消防署の強みを活かして、消防団に求められる消防活動等の技術向上に必要なサポート等の実施に努め、消防団の体制強化に資するよう取り組まれない。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 環 境 局

区 役 所

財 政 局

契約部

(区役所及び財政局については、環境局関連事務に限る。)

監 査 期 間 平成29年 4月 4日から

平成29年 9月 6日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、環境局、区役所及び財政局の事務について、主に次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
環境局	総務課、職員課	
	環境企画部	環境企画課、環境活動推進課
	地域環境対策部	地域環境対策課、大気環境対策課、公害保健課
	ごみ減量部	減量推進室、資源化推進室
	事業部	作業課、廃棄物指導課、環境事業所（東、北、中川）
	施設部	施設課、処分場、工場課、猪子石工場、南陽工場、大江破碎工場、五条川工場
区役所（西区）	保健所（環境局関連事務に限る。）	
財政局	契約部（環境局関連事務に限る。）	

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、債権管理に係る事務や現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 収入事務

管理台帳の整備について

(2) 支出事務

物品購入事務についてなど 2項目

(3) 契約事務

作業環境対策が必要な工事の契約事務についてなど 2項目

(4) 財産管理事務

公用車の自動車検査証の記載事項変更についてなど 2項目

(5) 行政運営事務

起案文書の標題について

2 意見

(1) 適正な事務処理の確保について

(2) 産業廃棄物の適正な処理の指導について

(3) 適正な債権管理事務の継続について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

管理台帳の整備について

環境局の焼却工場では、ごみの焼却過程で発生する余熱により発電した電気を電気事業者に売払いしている。このうち五条川工場では、支払遅延及び未納が続いたことにより、平成27年度当時契約していた事業者との売払いの契約を解除した。未納となった電気の売払代、支払遅延に伴う延滞金、契約解除に伴う違約金及び損害賠償金等の債権については、契約解除後、当該事業者が破産手続を開始したため、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産管財人に届出が行われている。

本市では、債権管理の方法について、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則等（以下「管理条例等」という。）で取扱いを定めている。管理条例等では、債権を適正に管理するために管理台帳を整備して債権の金額や督促状の発付日、履行の延滞に係る損害賠償金その他徴収金に関する事項、債務者との交渉の経過を記載することなどが定められている。

この債権の管理状況を確認したところ、電気の売払代等については管理台帳が作成されていたものの、延滞金、契約解除に伴う違約金及び損害賠償金については管理台帳の記載・作成がなされていなかった。

管理条例等に基づき、管理台帳を適正に整備されたい。（五条川工場）

なお、本件については管理台帳が整備され、措置が講じられた。

2 支出事務

(1) 物品購入事務について

物品購入事務について調査したところ、資源化推進室において、納品書が保存されていない事例が2件見受けられた。そこで、納品の状況について環境局に確認したところ、購入に係る決裁書類上の納品場所が実際と異なっていたことが判明した。また、見積書の日付や支出負担行為日（契約日）、検査・確認日も事実と異なった記載となっており、購入に係る決裁手続が納品後に行われていたとのことであった。このうち1件については、決裁書類上の購入年度は平

成28年度となっていたが、実際の納品は前年度であった。

こうしたことから、決裁手続や検査確認に際して、組織としての確認が徹底されていないと推察される状況であった。

なお、購入先への調査等により、決裁書類に示された物品が納品された事実は確認できた。(資源化推進室)

このほか、他の課公所においても、以下のような事例が見受けられた。

ア 複数回分の物品購入について納品後にまとめて決裁手続を行っているもの
(環境活動推進課、地域環境対策課)

イ 日付のない納品書を徴取しているもの
(環境活動推進課、作業課、東環境事業所、北環境事業所、中川環境事業所、
緑環境事業所、港環境事業所(港作業場)、大江破碎工場、五条川工場)

ウ 納品書の納品確認印が1つしかないもの (大江破碎工場、五条川工場)

平成27年 9月10日に公表された環境局の定期監査において物品購入の際の支出事務について指摘したところであるが、今回も購入に係る決裁手続や検査確認等が適正に行われていない事例が見受けられた。とりわけ、前年度に納品された物品について、その翌年度のものとして購入の決裁及び支出手続を行うことは、会計年度独立の原則について定めた地方自治法の規定に反するものである。

物品購入事務について、購入に係る決裁手続を行ってから契約をするという当然の事務処理を行うことはもとより、決裁手続や検査確認にあたり、組織としてのチェックを徹底されたい。

(2) 安全運転管理者等の選任手続について

道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定によれば、自動車の使用者は、一定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者等を選任しなければならないとされている。

環境事業所等では、作業用自動車を多数使用しており安全運転管理者等を選任しているが、4月1日に人事異動があった場合は4月15日までに届け出るこ

とになる。届出にあたり運転記録証明書を取得する必要がある、環境事業所等ではこの取得手数料を支払うため、資金前渡を受けている。資金前渡とは、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費について職員に現金支払をさせるため、事前に資金を職員に交付するものである。

この事務について調査したところ、選任手続についての事務連絡を作業課が各公所へ行ったのは、届出の期限を経過した 4月18日であり、また、手数料の資金前渡の手続は、作業課から各公所へ予算を配分しなければ行うことができないにもかかわらず、予算配分は 4月19日に行っていた。

選任届出には期限が定められており、関係法令等の遵守の観点から、作業課においては、迅速に事務処理を行われたい。(作業課)

3 契約事務

(1) 作業環境対策が必要な工事の契約事務について

環境局では、焼却工場で作業に従事する職員、受託者等のダイオキシン類へのばく露防止を推進することを目的として、名古屋市環境局ダイオキシン類ばく露防止推進計画（以下「ばく露防止推進計画」という）を策定している。

ばく露防止推進計画では、焼却炉、集じん機の設備の保守点検等、ダイオキシン類ばく露防止対策が必要な作業を他に委託等する場合には、ダイオキシン類ばく露防止に関する必要事項を仕様書に記載するなどにより、受託者等に周知徹底を図ることとしており、具体的には、環境局で定めた「ダイオキシン類ばく露作業に際しての注意事項について」（以下「注意事項」という。）を仕様書に添付し、受託者等に通知している。

契約関係書類を調査したところ、南陽工場の設備の補修工事において、ダイオキシン類ばく露防止対策が必要な作業であるにもかかわらず、注意事項が仕様書に添付されていない事例が複数見受けられた。

環境行政を所管する環境局にあつては、注意事項を仕様書に添付して受託者等へ周知し、ダイオキシン類ばく露防止の推進を徹底されたい。（南陽工場）

(2) より競争性の高い方法での契約について

地方自治体が締結する契約は競争入札によることが原則であるが、予定価格

が少額などの場合は随意契約によることができる。その際、名古屋市契約規則により、予定価格が30万円を超えるときは原則として 2人以上の者から見積書を徴取することとされている。

環境局の各焼却工場における薬品の調達事務について調査したところ、同種の薬品について、五条川工場では毎回30万円以下の金額で、同一の業者のみから見積書を徴取した上で契約していたが、南陽工場及び猪子石工場においては 3か月又は半年ごとに契約をまとめ、予定価格が30万円を超えるものとして、複数の業者から見積書を徴取して契約していた。

五条川工場においては、薬品の予定使用量の変動や保管場所の制約等も勘案しつつ、他の焼却工場の事例を参考に、より競争性の高い方法で契約を行われたい。

(五条川工場)

4 財産管理事務

(1) 公用車の自動車検査証の記載事項変更について

道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）の規定によれば、有効な自動車検査証の交付を受けることは、自動車の運行の要件とされている。この自動車検査証の記載事項の一つに、使用の本拠の位置が定められている。使用の本拠とは、自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、かつ、点検、整備等自動車の使用を管理する場所であるとされている。

そして、自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があった場合、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。

愛岐処分場、五条川工場において公用車の管理状況を確認したところ、連絡車等として使用されている 3台の車両について、自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置と管理場所が異なっていた。

関係法令等の遵守と適正な財産管理の観点から、道路運送車両法に基づいて記載事項の変更手続を行われたい。

(作業課、処分場（愛岐処分場）、五条川工場)

(2) 営業用乗用自動車乗車券の管理について

南陽工場では、環境局施設部南陽工場における営業用乗用自動車の利用基準（以下「利用基準」という。）で営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）の利用に関し必要な事項を定め、地下鉄築地口駅と南陽工場の区間において職員が乗り合わせ、通勤にタクシーを利用することができるとされている。利用基準によれば、配車担当者がタクシー利用簿により工場長から許可を受けると、工場長は許可後にタクシー乗車券を交付すること、工場長及び交付を受けた職員は、タクシー乗車券を厳重な管理のもとに保管すべきことが定められている。

南陽工場においてタクシー乗車券の取扱いについて確認したところ、利用基準に定められた様式のタクシー利用簿は作成されておらず、工場長の決裁を受けていなかった。さらに、出勤時のタクシー乗車券は工場到着後、乗車してきた職員のいずれかが職員玄関内の指定場所から持ち出して、運転手に渡しているとのことであった。玄関は中央管制室でカメラによって監視されているとはいえ、誰もが容易に取り出せる場所に保管されており、利用基準の求めるような、交付を受けた職員が管理しているとは言い難い状況であった。

現状では、乗車券の出納保管状況を十分に把握できず、紛失等につながるリスクが高い。南陽工場においては、出納保管状況が明らかになるよう、タクシー乗車券の適正な管理を徹底されたい。

（南陽工場）

5 行政運営事務

起案文書の標題について

本市では、名古屋市情報あんしん条例に基づき、市の保有する情報を作成、閲覧、送信、保存、廃棄等するときには適切な保護対策を講じなければならない、名古屋市情報あんしん条例施行規程等において、起案文書の標題には個人情報等の機密情報を含んではならないとされている。

起案文書を確認したところ、公害保健課において、公害健康被害に対する補償の給付に係る起案文書の標題に公害認定患者の個人情報（氏名）を記載している事例が見受けられた。

起案文書を作成する際は、標題に機密情報を含まないようにされたい。

（公害保健課）

第4 意 見

1 適正な事務処理の確保について

本市では、業者への預け金等の不適正な経理処理の発生を受け、平成22年 2月に再発防止策を公表しており、複数の職員による納品検査の実施や納品書の添付・保存の義務付け等を実施することとしている。このほか、環境局では、定期監査の指摘事項の局内への周知、公金・金券類等の管理や物品購入事務に関する自己点検の強化等を通して事務の適正な執行に努めてきたところである。

しかしながら、今回の監査で物品購入事務について調査したところ、先述の再発防止策で義務付けられた納品書の保存がなされておらず、かつ、会計年度独立の原則について定めた地方自治法に反して実際の納品が前年度に行われている事例や、日付のない納品書を徴取している事例、複数回の物品購入について納品後にまとめて決裁手続を行っている事例が見受けられたところである。こうした現状に照らすと、不適正な経理処理のリスクが高い物品購入事務について講じられてきた再発防止策が徹底されていないと言わざるを得ず、ひいては不適正な経理処理の再発という大きなリスクにつながりかねない。

今般、地方自治法が改正され、地方公共団体における適正な事務処理の確保を目的として、内部統制体制（注）の整備等の規定が施行される予定である。環境局においては、物品購入事務をはじめとした今回の監査での指摘事項のみならず過去の監査の結果も踏まえ、事務を行う上でどのようなリスクがあり、それがどのような影響を及ぼすのかを十分に考慮しながら、不適正な経理処理の再発防止策の運用状況の検証と再徹底により、組織として適正な事務処理を確保されたい。

（注）行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

2 産業廃棄物の適正な処理の指導について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、このうち産業廃棄物については、運搬や処分を他人に委託する場合、それらの許可を受けた者に委託するとともに、最終処分が適正に行われたことを確認するため、産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされている。

平成28年度に実施した定期監査においては、各局区で排出した産業廃棄物を運搬や処分の許可を受けていない者に処理の委託を行っている事例や産業廃棄物管理票を交付していない事例について指摘したところである。

こうした事例が発生した背景には、排出する廃棄物が産業廃棄物に該当するかどうか、該当する場合にはどのような手続きを取らなければいけないかということについて、職員の基本的な知識不足があると考えられる。

一方、産業廃棄物処理業者による食品廃棄物の不適正転売事案を受け、中央環境審議会では、改めて排出事業者が廃棄物の処理について最後まで責任を負うことを自ら再認識する必要性が指摘され、平成29年 3月には環境省から、各都道府県・政令市あてに排出事業者等への周知徹底及び指導を行うよう通知されている。

こうしたことを踏まえ、環境局では、各局室区あてに「廃棄物の処理委託について」（平成29年 5月22日付29環廃第56号）を発出し、排出事業者責任の所在や廃棄物の分類について注意喚起を行った。

これまでも産業廃棄物排出事業者の指導監督を行うべき立場にある環境局においては、各局室区等からの個別の依頼に応じて研修を行っているところではあるが、それにとどまらず、各局室区の契約担当者が法令に対する理解を深められるよう全庁的な研修を積極的に実施するなど、職員の知識や意識の向上を図り、本市における産業廃棄物の適正な処理が徹底されるよう指導されたい。

3 適正な債権管理事務の継続について

環境局の工場では、ごみの焼却過程で発生する余熱により発電した電気を売却しているが、平成27年度決算において、この売電収入に 4億円余の未収金が発生した。

これを受け、物品等を売却する契約等でその代金が後納となるもの（以下「後納契約」という。）について、平成28年 3月開催の全庁的な債権管理事務説明会や「後納契約に基づく債権の未収金発生防止対策の徹底について」（平成28年12月22日付財政局長名通知。以下「通知」という。）において、契約に従った支払期限を設定した納入通知の確実な発付、支払遅延が発生した場合における速やかな督促状の発付等の早期対応及び経理担当課等への速やかな報告、この報告漏れがないかについての経理担当課による定期的な確認を始めとする未収金発生防止対策が定められた。

このほか、環境局では、「債権回収の手引き（環境局版）」を新たに作成し、局内事務担当者を対象に研修を実施するなど、債権管理の徹底に向けた取組みを強化してきた。

今回の監査は、こうした対策の実効性を確認するため、債権管理に係る事務を着眼点の一つとして実施した。その結果、指摘事項で述べたように、管理台帳が適正に整備されていない事例が一部に見受けられたものの、後納契約に基づく債権の状況について新たな未収金は発生しておらず、経理担当課による定期的な確認は適正に行われていた。

環境局においては、今後も通知に基づいた未収金発生防止対策を確実に実施するとともに、研修を始め債権管理に係る職員の意識や知識の向上の機会を定期的に設けることなどにより、適正な債権管理事務を継続されたい。

監 査 種 別 定期監査（工事監査）

監 査 対 象 病院局

監 査 期 間 平成29年 4月14日から
平成29年 9月 7日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、病院局における平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで
に完了及び平成29年 3月31日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理
委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	64	17	26.6	52	27	51.9
委託	42	19	45.2	152	107	70.4

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務など
が適正に執行されているかといった視点に加え、施設の維持管理などが適切に行
われているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執
行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。
また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

維持管理業務

点検結果に基づき防火設備などを速やかに改善すべきもの

第3 指 摘 事 項

維持管理業務

点検結果に基づき防火設備などを速やかに改善すべきもの

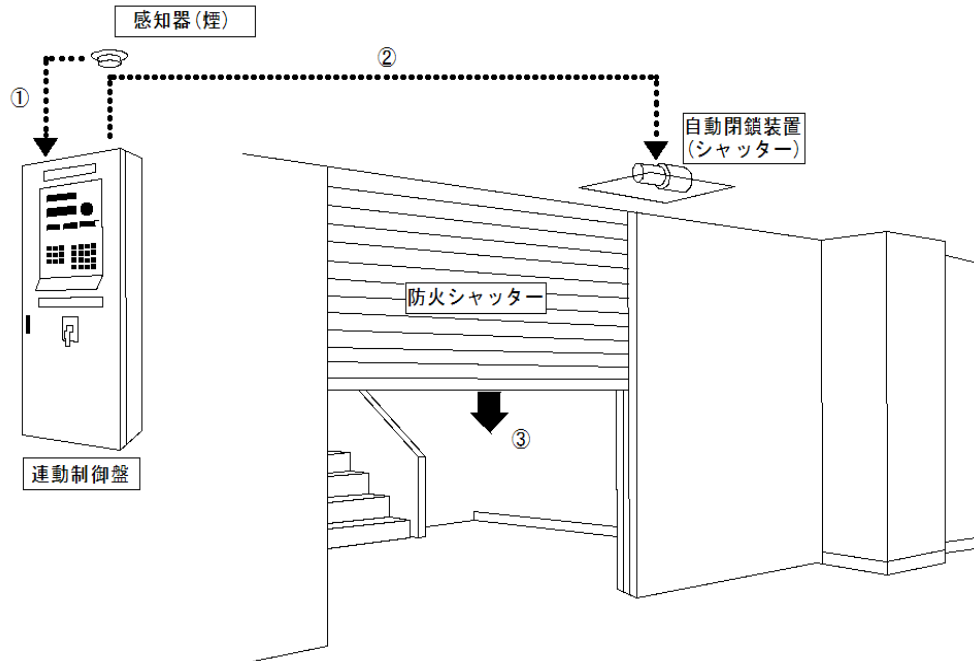
建築基準法（昭和25年法律第 201号）では、一定の規模を有する建築物には、防火設備及び排煙設備などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者、管理者などは、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。

「東部医療センター防排煙設備等点検業務委託」では、建築基準法に基づく防火設備及び排煙設備の定期点検業務を行っていた。その点検結果を確認したところ、防火設備において火災発生時に煙を感知して防火戸を作動させるための感知器が、煙を感知しない状態であるため改善が必要との報告を受けていた。また、煙の拡散を防ぐために設置された排煙設備において、煙を屋外へ排出するための排煙口を手動で開放する装置が壁面に設けられていたが書棚で塞がれており、排煙口の点検を行うことができない状態であるため、改善が必要との報告を受けていた。いずれも、前年度の委託においても、同じ報告を受けていたにもかかわらず、速やかな改善が行われていなかった。

平成26年の建築基準法の改正では、建築物が適法な状態で管理されていなかったことなどが原因で、火災の被害が拡大した事故を契機として、不特定多数の者が利用するなど安全性の確保を徹底すべき建築物には、防火設備における検査の徹底が追加された。病院施設においては、適法な状態で管理することが求められているにもかかわらず、複数年にわたり改善を行わず放置していたことは、いのちと健康を守るべき病院施設としての安全に対する意識が欠如していたと言わざるを得ない。平成25年度の定期監査においても同様の指摘を行っていたが、法定点検の結果から改善が必要との報告を受けた場合の報告内容及び改善履歴など病院施設内で共有されておらず、結果として複数年にわたり改

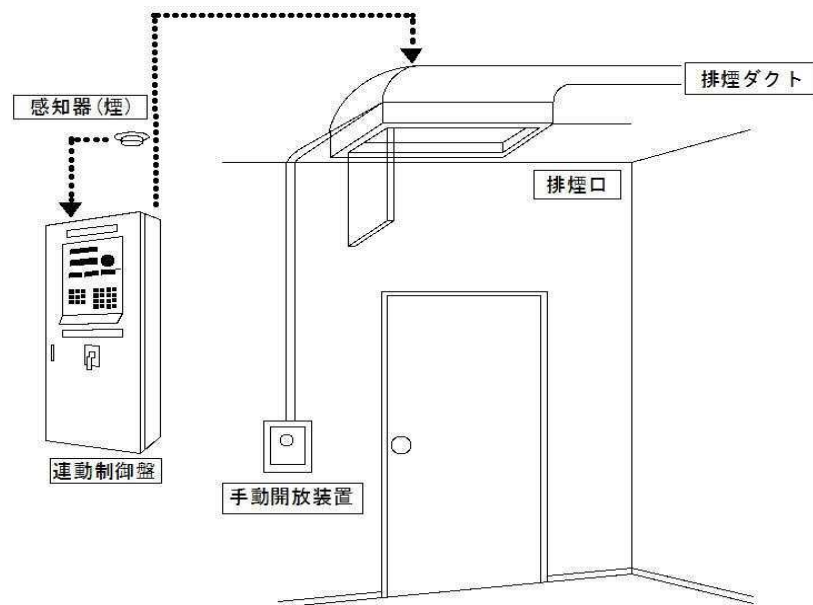
善が放置されていた。指摘を行った箇所については、速やかに改善するとともに、今後においても速やかな対応ができる体制を整えられたい。

(東部医療センター)



感知器に連動した防火戸(防火シャッター)作動のイメージ図

火災発生時に煙を感知しないとの報告を受けていた



手動開放装置に連動した排煙口のイメージ図

書棚で塞がれており点検できないとの報告を受けていた

監 査 種 別 随 時 監 査

監 査 対 象 交通局
営業本部 電車部
名城線南部駅務区

監 査 期 間 平成29年 5月16日から
平成29年 8月22日まで
(実地検査：平成29年 5月16日)

監 査 結 果

第1 監査結果の概要

本市では、平成19年度に判明した不適正な会計処理の再発防止策の一つとして、平成21年度より、あらかじめ監査対象に実施の通知をしたうえで行ってきた監査とは別に、実地検査当日まで通知せずに行う随時監査を実施している。

今回の監査は、交通局営業本部電車部名城線南部駅務区（金山管区駅）において、主として実地検査当日における現金・金券類等の出納保管及び備品の管理に関する事務について、関係帳票等を調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第2 指 摘 事 項

特になし

監 査 種 別 随 時 監 査

監 査 対 象 市民経済局
地域振興部
市民活動推進センター

監 査 期 間 平成29年 5月18日から
平成29年 9月 7日まで
(実地検査：平成29年 5月18日)

監 査 結 果

第1 監査結果の概要

本市では、平成19年度に判明した不適正な会計処理の再発防止策の一つとして、平成21年度より、あらかじめ監査対象に実施の通知をしたうえで行ってきた監査とは別に、実地検査当日まで通知せずに行う随時監査を実施している。

今回の監査は、市民経済局地域振興部市民活動推進センター（以下「市民活動推進センター」という。）において、主として実地検査当日における現金・金券類等の出納保管及び備品の管理に関する事務について、関係帳票等を調査した。

監査の結果、一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。

第2 指 摘 事 項

1 つり銭の必要額算定について

市民活動推進センターでは、会議室等の利用料金について当日現金で収受することから、市会計管理者よりつり銭の保管換を受けている。つり銭保管換取扱要項によると、翌年度も継続してつり銭を保管するときは、翌年度におけるつり銭の必要額を算定し、局長の決裁を受けなければならないとされているが、平成24

年度の開設以来、当該手続が行われていなかった。

市民活動推進センターにあっては、つり銭の必要額を算定し、局長の決裁を受けられたい。

2 情報コーナーにおける図書の管理について

市民活動推進センターでは、市民活動やボランティアの情報を市民に提供すること等を目的に情報コーナーに図書を設置しており、館内で閲覧できる他、身分証明書を添えて申し込みをした利用者については館外貸出しを行っている。名古屋市市民活動推進センターの図書に関する事務取扱要領によると、返却期限を過ぎても一定期間未返却の図書がある場合にはその貸出者（以下「未返却者」という。）に返却の催促等を行うこととされている。

情報コーナーにおける図書の管理について確認したところ、目録と実際の図書との一致について定期的な点検は実施されていなかった。また、未返却者に対する催促等の処置に係るルールや基準について、未返却者に対し催促することは定められていたものの、どの程度返却が遅延した場合に処置が取られるのか具体的な取扱いは定められていなかった。なお、返却期限を過ぎている館外貸出しは2件見受けられ、いずれも一度は返却の催促は行われていたものの、その後の処置は取られていなかった。

市民活動推進センターにあっては、定期的な点検や未返却者に対する処置に係る具体的な取扱いを定めるなど、図書の管理手法について検討されたい。未返却の図書については、返却を求めるなど対応を図られたい。

3 備品の管理について

名古屋市会計規則によると、物品管理者は、備品の使用状況について毎年1回財務システムに登録された情報等と照合のうえ検査し、検査の結果を市長に報告することとされているが、平成24年度の開設以来、検査及び報告が行われていなかった。

市民活動推進センターにあっては、備品の使用状況に係る検査及び報告を適正に行われたい。

第3 意見

適正な財務会計事務の確保について

市民活動推進センターは、特定非営利活動推進法改正により所轄庁の事務に係る権限が本市に移譲されたことを契機に、指定管理者が「なごやボランティア・NPOセンター」において運営していた各種相談や講座等の事業を引き継ぎ、平成24年4月に開設された公所である。

今回の監査を通じて、市民活動推進センターが市民活動団体へのサポート拠点として、市民活動の活性化やボランティア情報の発信等に取り組んでいる業務実態は随所に見受けられたものの、毎年行うべき会計処理が開設以来行われていない事例や基礎的な会計ルールが順守されていない事例が見受けられるなど、適正な財務会計事務を行う意識が不足していると思われる状況があった。

市民経済局においては、内部研修等により財務会計事務に関する意識や習熟度の底上げを図るとともに、公所は本庁の目が行き届きにくいことから、必要に応じて本庁管理部門のチェックを実施するなど、適正な財務会計事務の確保に努められたい。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスナル金山・ループ金山

名古屋市中区金山一丁目31番 ほか 6筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中区金山一丁目31番地 外 6筆	名古屋市中区金山一丁目31番 ほか 6筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
名古屋市	名古屋市交 通局長 三芳 研二	名古屋市中 区三の丸三 丁目 1番 1 号	変更なし	名古屋市交 通局長 光田 清美	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	(株)ハーマンズ	代表取締役 松橋 宏	愛知県豊橋 市萱町20番 地の10	—	—	—	平成 28年 7月 1日

2	(株)タケヤ	代表取締役 岸澤 陽一 郎	東京都青梅 市野上町三 丁目 1番 1 号	—	—	—	平成 28年 9月 25日
3	ヒロタ(株)	代表取締役 廣田 孝昭	岐阜県岐阜 市玉姓町三 丁目25番地	—	—	—	平成 28年 2月 29日
4	(株)プロトコ ーポレーシ ョン	代表取締役 入川 達三	名古屋市中 区葵一丁目 23番14号	—	—	—	平成 28年 2月 29日
5	(株)アクアセ ブン	代表取締役 堀田 修	名古屋市中 区上前津二 丁目 7番11 号	—	—	—	平成 27年 8月 31日
6	—	—	—	武藤 嘉隆	—	愛知県西尾 市幸町 9番 地	平成 28年 11月 20日
7	—	—	—	I T Oモバ イル(株)	代表取締役 伊藤 淳	大阪市中央 区南船場四 丁目 3番 2 号	平成 28年 10月 1日
8	(株)サークル Kサックス	代表取締役 中村 元彦	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	(株)ファミリ ーマーケット	代表取締役 澤田 貴司	東京都豊島 区東池袋三 丁目 1番 1 号	平成 28年 9月 1日
9	(株)プラザク リエイト	代表取締役 大島 康弘	東京都千代 田区五番町 1番地	(株)プラザク リエイトス トアーズ	代表取締役 大島 康広	東京都中央 区晴海一丁 目 8番10号	平成 26年 10月 1日
10	(株)I T ' S DEMO	代表取締役 松沢 直輝	東京都港区 北青山三丁 目 5番10号	(株)ファッシ ョンクロス	代表取締役 林 知彦	東京都中央 区晴海一丁 目 8番10号	平成 29年 4月 1日
11	バルドン楽 器(株)	代表取締役 青山 時子	名古屋市中 区金山一丁 目 8番19号	ヨモギヤ楽 器(株)	代表取締役 青山 友治	名古屋市熱 田区神宮二 丁目 1番 5 号	平成 27年 8月 1日
12	(株)リオグル ープホール ディングス	代表取締役 横山 和幸	名古屋市中 区平和一丁 目15番27号	(株)イークロ ージング	代表取締役 田畑 利彦	名古屋市中 区錦二丁目 15番20号	平成 28年 7月 25日
13	(株)三愛	代表取締役 村上 清治	東京都中央 区銀座 5丁 目 7番 2号	アイリン(株)	代表取締役 林 憲志	名古屋市北 区水草町 1 丁目34番地	平成 27年 4月 1日

14	(株)ビューテ ィーバンク	代表取締役 服部 佳介	名古屋市東 区葵二丁目 3番15号	(株)NBS	代表取締役 三宅 隆夫	名古屋市天 白区井口二 丁目 208番 地	平成 28年 5月 1日
15	(株)クロスカ ンパニー	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区 幸町 2番 8 号	(株)ストライ プインター ナショナル	変更なし	変更なし	平成 28年 3月 1日
16	(株)新星堂	代表取締役 阿曾 雅道	茨城県つく ば市西大橋 599番地 1	(株)ワンダー コーポレー ション	代表取締役 日下 孝明	変更なし	平成 28年 2月 23日
17	(株)オリンピ ア	代表取締役 加藤 吉朗	名古屋市中 区平和一丁 目 6番 1号	変更なし	代表取締役 加藤 通浩	変更なし	平成 26年 8月 1日
18	(株)マツモト キヨシ	代表取締役 松本 清雄	千葉県松戸 市新松戸東 9番地 1	変更なし	代表取締役 大田 貴雄	変更なし	平成 29年 4月 1日
19	オルビス(株)	代表取締役 高谷 成夫	東京都品川 区平塚二丁 目 1番14号	変更なし	代表取締役 阿部 嘉文	変更なし	平成 27年 1月 1日
20	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣 市外濠二丁 目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成 26年 7月 1日
21	(株)ゾフ	代表取締役 上野 剛史	東京都港区 北青山三丁 目 6番 1号	変更なし	代表取締役 上野 照博	変更なし	平成 27年 1月 1日
22	(株)コーエン	代表取締役 板谷 大作	東京都港区 南青山五丁 目10番 5号	変更なし	代表取締役 藤澤 光徳	東京都港区 赤坂八丁目 1番19号	平成 29年 5月 29日
23	名鉄産業(株)	代表取締役 伊藤 慶樹	名古屋市南 区前浜通 7 丁目28	変更なし	代表取締役 三浦 久芳	名古屋市南 区前浜通 7 丁目28番地	平成 29年 6月 19日
24	(株)名古屋交 通開発機構	代表取締役 森 孝司	名古屋市昭 和区御器所 通三丁目12 番地	変更なし	代表取締役 原口 辰郎	名古屋市昭 和区御器所 通 3丁目12 番地	平成 26年 6月 13日
25	チタカ・イ ンターナシ ョナル・フ ーズ(株)	代表取締役 角 日出夫	愛知県北名 古屋市沖村 山ノ神30番 地	変更なし	変更なし	愛知県北名 古屋市沖村 山ノ神54番 地	平成 26年 2月 1日

26	(有)磨里書房	代表取締役 片桐 栄子	名古屋市熱田区金山一丁目 1番18号	変更なし	変更なし	名古屋市熱田区金山一丁目 5番 2号	平成26年 3月 1日
27	(有)バナナレコード	代表取締役 田中 秀一	名古屋市中区錦三丁目 23番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中区栄二丁目 4番11号	平成26年 4月 1日
28	(株)ASHLEY & BROOS	代表取締役 山田 崇史	浜松市浜北区 貴布 祢 1200番地	変更なし	変更なし	名古屋市中区正木一丁目 13番 3号	平成28年 2月 1日
29	(株)三日月百貨子	代表取締役 物河 昭	大阪府中央区心斎橋二丁目 1番 3号	変更なし	変更なし	大阪府西区新町一丁目 3番12号	平成26年 4月 14日
30	(株)Mount & See	代表取締役 野見山 康彦	名古屋市北区金城四丁目 17番20号	変更なし	変更なし	名古屋市熱田区横田一丁目 1番52号	平成22年 9月 7日
31	(株)ヴィ・ド・フランス	代表取締役 村上 知義	東京都千代田区岩本町三丁目 10番 1号	変更なし	変更なし	東京都江戸川区西葛西六丁目 19番 6号	平成26年 6月 23日
32	(有)井上園芸店	代表取締役 井上 育男	名古屋市北区大曽根町三丁目 3番 14号	変更なし	変更なし	名古屋市北区大曽根三丁目 3番14号	平成29年 8月 17日
33	(有)オーシャン	代表取締役 森上 浩	名古屋市天白区鴻の巣 1丁目 1311	変更なし	変更なし	名古屋市天白区鴻の巣 一丁目 1311番地	平成29年 8月 17日
34	(株)ブルーメイト	代表取締役 落合 豊	岡山県井原市下出部町一丁目 17番地の 1	変更なし	変更なし	広島県福山市千田町千田 1741番地 1	平成29年 8月 17日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成29年 8月17日
- (2) 設置者については、平成29年 4月 1日
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため

- (2) 設置者については、代表者変更のため
- (3) No. 1からNo. 5までの小売業者については、退店のため
- (4) No. 6及びNo. 7の小売業者については、入店のため
- (5) No. 8及びNo. 9の小売業者については、事業承継のため
- (6) No.10からNo.14までの小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため
- (7) No.15の小売業者については、名称変更のため
- (8) No.16の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (9) No.17からNo.21までの小売業者については、代表者変更のため
- (10) No.22の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (11) No.23及びNo.24の小売業者については、代表者変更及び住所の誤記修正のため
- (12) No.25からNo.31までの小売業者については、住所変更のため
- (13) No.32からNo.34までの小売業者については、住所の誤記修正のため

5 届出の日

平成29年 8月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 9月12日から平成30年 1月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 1月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	エース(株)	代表取締役 森下 宏明	大阪市中央区博労町四丁目 5番 2号	—	—	—	平成26年 8月 10日
2	エスティ・ローダー(株)	代表取締役 エリック・ドウイエ	東京都千代田区永田町二丁目11番 1号	—	—	—	平成29年 3月 26日
3	(株)SUNDAY	代表取締役 北原 信也	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番15号	—	—	—	平成27年 2月 8日
4	(株)エム・オー・プラネット	代表取締役 大澤 勝	名古屋市中区錦三丁目 7番11号	—	—	—	平成28年 10月 10日

5	(株)オルケス	代表取締役 池内 清和	東京都中央区日本橋本町一丁目 9番 4号	—	—	—	平成26年10月26日
6	(株)ギャラリー・ド・ポップ	代表取締役 小林 司	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 9番 19号	—	—	—	平成27年2月1日
7	(株)ハーマンズ	代表取締役 松橋 宏	愛知県豊橋市萱町20番地の10	—	—	—	平成27年2月22日
8	カンテサンス(株)	代表取締役 岡田 雅登	東京都渋谷区神宮前三丁目21番 7号	—	—	—	平成27年8月16日
9	タカヤ商事(株)	代表取締役 藤井 章司	岡山県井原市下出部町一丁目17番地の 1	—	—	—	平成26年8月24日
10	ヤマトインターナショナル(株)	代表取締役 盤若 智基	大阪市中央区博労町二丁目 3番 9号	—	—	—	平成26年8月25日
11	(株)A q u v i i	代表取締役 川邊 恭造	東京都渋谷区神宮前六丁目19番16号	—	—	—	平成27年2月22日
12	(株)F・O・インターナショナル	代表取締役 小野 行由	神戸市中央区三宮町二丁目 4番 1号	—	—	—	平成28年2月21日
13	(株)F L A N N E L	代表取締役 和田 崇	名古屋市中区大須一丁目21番地11号	—	—	—	平成27年1月31日
14	(株)F R E E' S I N T E R N A T I O N A L	代表取締役 廣瀬 啓二	東京都世田谷区玉川二丁目21番 1号	—	—	—	平成28年2月15日
15	(株)m. s o e u r	代表取締役 佐藤 正隆	京都市中京区舟屋町410— 1	—	—	—	平成27年11月30日

16	(株)w j k	代表取締役 鳴海 康史	東京都目黒 区目黒本町 二丁目24番 14号	—	—	—	平成 28年 8月 31日
17	(株)アダプト	代表取締役 野口 雅弘	東京都世田 谷区池尻三 丁目11番 6 号	—	—	—	平成 27年 10月 31日
18	(株)オゾンコ ミュニティ	代表取締役 斎藤 信夫	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 3—12— 6	—	—	—	平成 26年 8月 20日
19	(株)グラフィ ス	代表取締役 谷崎 一心	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 7番 7号	—	—	—	平成 27年 8月 23日
20	(株)グランド スラム	代表取締役 倉本 隆	大阪市西区 北堀江一丁 目19番 8号	—	—	—	平成 27年 3月 15日
21	(株)クリーン	代表取締役 櫻井 明	東京都墨田 区向島一丁 目18番 9号	—	—	—	平成 26年 8月 3日
22	(株)ジーフッ ト	代表取締役 松井 博史	名古屋市千 種区今池三 丁目 4番10 号	—	—	—	平成 26年 5月 31日
23	(株)ジェネラ ルパブリッ ク	代表取締役 中元 誠治	東京都千代 田区一番町 6番 1号	—	—	—	平成 29年 4月 9日
24	(株)ストーン マーケット	代表取締役 中村 泰二 郎	福岡市中央 区港二丁目 11番 4号	—	—	—	平成 26年 8月 31日
25	(株)スミノエ	代表取締役 谷原 義明	大阪市西区 新町二丁目 4番 2号	—	—	—	平成 27年 4月 19日
26	(株)ディーエ イチシー	代表取締役 高橋 芳枝	東京都港区 南麻布二丁 目 7番 1号	—	—	—	平成 26年 8月 31日
27	(株)ディー デザイン	代表取締役 山下 諭	名古屋市中 区大須二丁 目 5番31号	—	—	—	平成 29年 1月 31日

28	(株)トミーヒ ルフィンガ ー・ジャパン	代表取締役 アレキサン ダー・トー マス・チュ ー	東京都渋谷 区代官山町 8番 7号	—	—	—	平成 26年 2月 22日
29	(株)トリニテ ィアーツ	代表取締役 木村 治	東京都千代 田区丸の内 三丁目 4番 1号	—	—	—	平成 25年 9月 8日
30	(株)ピアラ	代表取締役 飛鳥 貴雄	東京都渋谷 区恵比寿四 丁目20番 3 号	—	—	—	平成 26年 8月 10日
31	(株)ビーズイ ンターナシ ョナル	代表取締役 皆川 伸一 郎	東京都目黒 区東山一丁 目 1番 2号	—	—	—	平成 29年 2月 28日
32	(株)ビッキー	代表取締役 中畠 義浩	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 2	—	—	—	平成 26年 6月 30日
33	(株)ファブリ カ	代表取締役 正木 博一	東京都渋谷 区神宮二丁 目34番17号	—	—	—	平成 26年 8月 28日
34	(株)プチコキ ヤン	代表取締役 田中 久美 子	東京都大田 区田園調布 二丁目26番 3号	—	—	—	平成 26年 8月 3日
35	(株)プレシジ ョン	代表取締役 鬼頭 一彌	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 一丁目28番 8号	—	—	—	平成 28年 3月 31日
36	(株)マインド ウインド	代表取締役 大沼 勉	東京都千代 田区飯田橋 三丁目11番 25号	—	—	—	平成 28年 2月 29日
37	(株)マッシュ ライフラボ	代表取締役 近藤 広幸	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 2番 5号	—	—	—	平成 26年 8月 31日
38	(株)ミリカン パニーリミ テッド	代表取締役 石井 稔晃	東京都港区 芝公園二丁 目 4番 1号	—	—	—	平成 26年 8月 24日

39	(株)ユーロパ シフィック ジャパン	代表取締役 ステイブ ン・スネド ン	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目54番 13号	—	—	—	平成 27年 2月 7日
40	(株)ライオン ハート	代表取締役 瀧 直人	東京都中央 区日本橋浜 町三丁目 3 番 2号	—	—	—	平成 26年 8月 24日
41	(株)ライノ	代表取締役 蔡 俊行	東京都渋谷 区猿楽町 2 番 9号	—	—	—	平成 26年 8月 31日
42	(株)ランプ ン	代表取締役 若森 一夫	三重県桑名 市新西方二 丁目 363番 地	—	—	—	平成 29年 5月 7日
43	(株)リオグル ープホール ディングス	代表取締役 横山 和幸	名古屋市 区平和一丁 目15番27号	—	—	—	平成 27年 8月 31日
44	(株)三陽商会	代表取締役 杉浦 昌彦	東京都新宿 区本塩14番 地	—	—	—	平成 26年 10月 5日
45	(株)千吉良	代表取締役 千吉良 大 介	群馬県桐生 市川内町二 丁目22番地 の10	—	—	—	平成 28年 2月 29日
46	(株)AOKI	代表取締役 清水 彰	横浜市都筑 区葛が谷 6 番56号	—	—	—	平成 27年 8月 9日
47	山喜(株)	代表取締役 宮本 恵史	大阪市中 区上町一丁 目 3番 1号	—	—	—	平成 28年 8月 9日
48	大賀(株)	代表取締役 大賀 俊介	大阪府牧 方市長尾谷 町一丁目67 番 1号	—	—	—	平成 29年 1月 31日
49	木村家具(株)	代表取締役 木村 鈞昭	愛知県一宮 市花池三丁 目28番 1号	—	—	—	平成 27年 4月 19日
50	(有)オーシャ ン	代表取締役 森上 浩	名古屋市天 白区鴻の巣 一丁目1311 番地	—	—	—	平成 26年 11月 25日

51	(有)クラブ	代表取締役 佐藤 順一	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目 8番 8号	—	—	—	平成27年 8月 31日
52	(有)ディータ イムスシー	代表取締役 幸村 敏成	大阪市北区角田町 3番 25号	—	—	—	平成27年 10月 31日
53	(有)ビットリ オ	代表取締役 土松 宏次	名古屋市中区上前津二丁目 7番11号	—	—	—	平成27年 3月 31日
54	(株)レストロ ーズ	代表取締役 川平 泰三	東京都港区北青山一丁目 2番 3号	—	—	—	平成29年 2月 19日
55	(株)デュラス	代表取締役 桐生 隆	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目12番 9号	—	—	—	平成29年 3月 31日
56	(株)リブロ	代表取締役 三浦 正一	東京都豊島区東池袋四丁目23番15号	—	—	—	平成28年 3月 31日
57	(株)テット・ オム	代表取締役 加藤 和孝	東京都渋谷区猿楽町 2— 1	—	—	—	平成27年 9月 30日
58	(株)アカクラ	代表取締役 山本 太役	東京都世田谷区用賀四丁目10番 1号	—	—	—	平成27年 9月 14日
59	(株)ジェイア イエヌ	代表取締役 田中 仁	群馬県前橋市川原町二丁目26番地 4	—	—	—	平成29年 2月 28日
60	—	—	—	TT In terna tional (株)	代表取締役 岡本 有司	東京都世田谷区北沢二丁目26番15号	平成27年 3月 18日
61	—	—	—	UNBY(株)	代表取締役 富士松 大智	大阪市西区北堀江一丁目11番 2号	平成25年 4月 14日

62	—	—	—	W i l l i a m s o n — D i c k i e J a p a n 合同 会社	代表取締役 平山 真也	東京都港区 赤坂八丁目 5番34号	平成 25年 2月 28日
63	—	—	—	コロネット (株)	代表取締役 千葉 茂明	大阪府中央 区博労町一 丁目 9番 8 号	平成 27年 9月 16日
64	—	—	—	サムソナイ ト・ジャパ ン(株)	代表取締役 造田 博之	東京都渋谷 区東三丁目 16番 3号	平成 28年 5月 25日
65	—	—	—	ヘインズブ ランズジャ パン(株)	代表取締役 平野 友彦	東京都新宿 区信濃町35 番地	平成 28年 9月 16日
66	—	—	—	ロクシタン ジャポン(株)	代表取締役 西口 一希	東京都千代 田区平河町 二丁目16番 1号	平成 28年 4月 23日
67	—	—	—	(株)DHOL I C F B L	代表取締役 李 在勲	東京都渋谷 区南平台町 16番28号	平成 29年 4月 19日
68	—	—	—	(株)A n y t h i n g G o e s O n e	代表取締役 土松 宏次	名古屋市中 区上前津二 丁目11番 5 号	平成 26年 3月 21日
69	—	—	—	(株)D & N J A P A N	代表取締役 木村 達央	東京都新宿 区信濃町 3 番地 1	平成 29年 2月 21日
70	—	—	—	(株)E V O L G E N E S I S	代表取締役 久我 浩二	東京都渋谷 区代官山町 15番 9号	平成 28年 3月 18日
71	—	—	—	(株)R O N I W O R L D	代表取締役 岡田 雅登	東京都港区 海岸三丁目 18番 1号	平成 28年 8月 1日
72	—	—	—	(株)S A B O N J a p a n	代表取締役 黒石 和宏	東京都渋谷 区神宮前一 丁目 4番16 号	平成 26年 12月 5日

73	—	—	—	(株)アサクラ	代表取締役 朝倉 満	大阪市都島 区東野田町 四丁目 2番 21号	平成 28年 9月 1日
74	—	—	—	(株)アニメイ ト	代表取締役 崎田 竜也	東京都豊島 区東池袋三 丁目 2番 1 号	平成 27年 9月 18日
75	—	—	—	(株)アンダー カバー	代表取締役 高橋 盾	東京都渋谷 区神宮前四 丁目23番16 号	平成 28年 9月 16日
76	—	—	—	(株)エアウィ ーヴ	代表取締役 松田 孝裕	愛知県大府 市柊山町八 丁目 288番 地	平成 28年 2月 10日
77	—	—	—	(株)オルビー タ	代表取締役 尾関 一郎	東京都中央 区銀座八丁 目 8番 6号	平成 29年 3月 10日
78	—	—	—	(株)クー	代表取締役 草野 正志	東京都墨田 区緑一丁目 22番14号	平成 28年 3月 18日
79	—	—	—	(株)サダマツ	代表取締役 貞松 隆弥	長崎県大村 市本町 458 番地 9	平成 29年 3月 17日
80	—	—	—	(株)サックス バーホール ディングス	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾 区新小岩一 丁目48番14 号	平成 26年 10月 10日
81	—	—	—	(株)ジャヴァ コーポレー ション	代表取締役 釜野 広信	神戸市中央 区港島中町 6丁目 8番 地 2	平成 28年 4月 23日
82	—	—	—	(株)ダッドウ エイ	代表取締役 白鳥 公彦	横浜市港北 区新横浜二 丁目15番地 12	平成 28年 9月 15日
83	—	—	—	(株)ディーア ンドエー	代表取締役 高田 憲男	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目23番 5号	平成 28年 9月 1日
84	—	—	—	(株)ティンパ ンアレイ	代表取締役 平野 大輔	東京都中央 区銀座三丁 目 3番15号	平成 27年 9月 11日

85	—	—	—	(株)ナムコ	代表取締役 萩原 仁	東京都港区 三田三丁目 13番16号	平成 27年 9月 18日
86	—	—	—	(株)ハウスオ ブローゼ	代表取締役 神野 晴年	東京都港区 赤坂二丁目 21番 7号	平成 26年 10月 10日
87	—	—	—	(株)パルグル ープホール ディングス	代表取締役 井上 隆太	大阪市中心 区北浜三丁 目 5番29号	平成 26年 10月 10日
88	—	—	—	(株)ピーチ・ ジョン	代表取締役 上野 顕之	東京都渋谷 区神宮前六 丁目17番11 号	平成 28年 4月 9日
89	—	—	—	(株)フィール グッド	代表取締役 田中 仁	東京都千代 田区富士見 二丁目10番 2号	平成 29年 3月 1日
90	—	—	—	(株)フープデ イドウ	代表取締役 加藤 富士 逸	東京都台東 区浅草七丁 目 1番 8号	平成 28年 9月 16日
91	—	—	—	(株)フォリフ オリジャパ ン	代表取締役 デイヴィッ ド・ダニエ ルズ	東京都港区 六本木六丁 目 6番 9号	平成 28年 4月 9日
92	—	—	—	(株)ベイクル ーズ	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷 区神南一丁 目 5番 6号	平成 28年 4月 23日
93	—	—	—	(株)ミルク	代表取締役 一井 和行	大阪市中心 区博労町二 丁目 2番13 号	平成 27年 9月 11日
94	—	—	—	(株)リチウム	代表取締役 平松 剛	東京都渋谷 区神宮前六 丁目16番18 号	平成 29年 4月 1日
95	—	—	—	(株)乙女百貨 店	代表取締役 鈴木 愉子	東京都港区 元麻布一丁 目 2番23号	平成 28年 12月 16日
96	—	—	—	(株)関家具	代表取締役 関 文彦	福岡県大川 市大字幡保 98番地の 7	平成 29年 3月 1日

97	—	—	—	(株)栗原	代表取締役 栗原 亮	大阪市西区 靱本町二丁 目 7番 6号	平成 26年 10月 10日
98	—	—	—	(株)志風音	代表取締役 西村 健太	神奈川県鎌 倉市今泉台 四丁目25番 22号	平成 28年 4月 1日
99	—	—	—	日本ロレア ル(株)	代表取締役 ジェロー ム・ブリュ ア	東京都新宿 区西新宿三 丁目 7番 1 号	平成 28年 4月 23日
100	—	—	—	(有)ON S POTZ	代表取締役 清水 孝平	東京都目黒 区青葉台一 丁目25番 1 号	平成 29年 4月 14日
101	—	—	—	(有)アミュー ズフル	代表取締役 林 豊	大阪府中央 区博労町四 丁目 7番 3 号	平成 26年 10月 10日
102	—	—	—	大和書店(株)	代表取締役 稲山 佳史	愛知県岩倉 市中本町西 出口64番地 9	平成 29年 4月 21日
103	—	—	—	(株)ACRO	代表取締役 石橋 寧	東京都品川 区西五反田 二丁目27番 4号	平成 29年 4月 27日
104	—	—	—	(株)いづみド レス	代表取締役 田川 茂昭	岐阜県岐阜 市茜部大川 1丁目30番 地	平成 29年 4月 27日
105	—	—	—	アイア(株)	代表取締役 萩島 宏	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 1番 5号	平成 29年 4月 7日
106	—	—	—	(株)ALEF S	代表取締役 畢 志鵬	大阪市西区 南堀江三丁 目12番17号	平成 28年 7月 19日
107	—	—	—	(株)Clue	代表取締役 横川 義明	東京都千代 田区丸の内 一丁目 8番 2号	平成 29年 3月 1日
108	—	—	—	(株)KSプラ ンニング	代表取締役 近藤 大揮	名古屋市中 区丸の内二 丁目18番25 号	平成 29年 3月 24日

109	—	—	—	(株)R. P. M	代表取締役 武士 尋己	愛知県春日井市若草通4丁目 105番地	平成28年7月1日
110	—	—	—	(株)W e e d	代表取締役 松井 浩昭	岡山県笠岡市甲弩2145番地50	平成29年3月3日
111	—	—	—	(株)アイ・エム・ユー	代表取締役 岡田 たけ志	東京都中央区京橋二丁目 8番 1号	平成29年4月14日
112	—	—	—	(株)アイビーエフ・エム	代表取締役 鍋谷 勝文	東京都港区南青山四丁目18番11号	平成29年2月4日
113	—	—	—	(株)エヴァー・グリーン	代表取締役 岩崎 充弘	大阪市北区本庄東一丁目 9番17号	平成29年3月3日
114	—	—	—	(株)クローズインターナショナル	代表取締役 豊川 真示	大阪市西区立売堀二丁目 1番 9号	平成28年3月12日
115	—	—	—	(株)ステータス	代表取締役 竹田 希	東京都港区港南四丁目1番10号	平成28年3月18日
116	—	—	—	(株)パワードバイパーソンス	代表取締役 田中 睦之	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目36番 6号	平成26年8月30日
117	—	—	—	(株)M a r q u e	代表取締役 田中 誠	東京都文京区本郷二丁目27番16号	平成29年3月4日
118	—	—	—	(株)ルカ	代表取締役 磯本 啓	兵庫県高砂市北浜町北脇 332番地の 5	平成27年9月12日
119	—	—	—	(株)玉屋	代表取締役 竹田 篤史	大阪府中央区心斎橋筋二丁目 2番 21号	平成27年2月28日
120	—	—	—	(株)和心	代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号	平成29年3月25日

121	—	—	—	協和貿易(株)	代表取締役 三村 圭史	大阪市浪速区 稲荷一丁目7番14号	平成27年 9月1日
122	—	—	—	東映アニメーション(株)	代表取締役 高木 勝裕	東京都中野区 中野四丁目10番1号	平成29年 3月5日
123	—	—	—	T r i s t a t e J a p a n (株)	代表取締役 渡邊 貴美	東京都渋谷区 神宮前二丁目30番9号	平成29年 3月10日
124	—	—	—	(有)グローバルトーカイ	代表取締役 林 幹根	岐阜県羽島市 小熊町島5丁目14番地	平成28年 4月9日
125	—	—	—	(株)S u g a r F a c t o r y	代表取締役 竹森 俊彦	東京都渋谷区 神宮前一丁目16番5号	平成27年 5月1日
126	—	—	—	(株)イナンナ	代表取締役 大久保 正人	東京都渋谷区 千駄ヶ谷四丁目12番9号	平成29年 4月21日
127	—	—	—	リブロ販売(株)	代表取締役 三浦 正一	東京都豊島区 東池袋四丁目23番15号	平成28年 4月1日
128	—	—	—	(株)テット・オム	代表取締役 野村 耕市	東京都渋谷区 猿楽町2番1号	平成27年 10月1日
129	—	—	—	(株)アカクラ	代表取締役 伊藤 政宏	東京都港区 南青山六丁目7番14号	平成27年 9月15日
130	—	—	—	(株)e f f e c t	代表取締役 安田 宗市	名古屋市中区 栄一丁目14番14号	平成28年 8月1日
131	—	—	—	チョーギン(株)	代表取締役 小林 一雄	東京都墨田区 江東橋一丁目16番2号	平成27年 9月18日
132	(株)スタイラ	代表取締役 野田 義宗	東京都渋谷区 恵比寿一丁目19番19号	(株)ジョンマ スターオー ガニックグ ループ	代表取締役 マーク・ワ イマン	東京都渋谷区 恵比寿一丁目18番14号	平成28年 10月1日

133	(株)ポイント	代表取締役 遠藤 洋一	東京都千代田区丸の内一丁目 9番 2号	(株)アダストリア	代表取締役 福田 三千男	茨城県水戸市泉町三丁目 1番27号	平成27年 6月 1日
134	(株)GRAN	代表取締役 坂 輝代	名古屋市中区上前津二丁目 7番11号	変更なし	代表取締役 堀田 茂	名古屋市中区上前津二丁目 7番24号	平成28年 6月 11日
135	(株)キャン	代表取締役 藤井 浩	東京都杉並区高円寺北二丁目 6番 1号	変更なし	代表取締役 立花 隆央	東京都中央区銀座四丁目12番15号	平成27年 6月 15日
136	(株)三鈴	代表取締役 岡藤 一朗	東京都渋谷区代々木一丁目11番 2号	変更なし	代表取締役 大西 雅美	東京都品川区西五反田七丁目22番 17号	平成28年 7月 25日
137	ベネトンジャパン(株)	代表取締役 パスカル・センコフ	東京都渋谷区神宮前四丁目 3番10号	変更なし	代表取締役 小崎 正貴	東京都渋谷区神宮前二丁目 4番11号	平成26年 12月 12日
138	(株)ピー・エックス	代表取締役 喜代永 新太	東京都目黒区青葉台二丁目 1番 4号	変更なし	代表取締役 荒木 義也	東京都渋谷区鉢山町13番15号	平成26年 3月 1日
139	(株)エドウィン	代表取締役 常見 修二	東京都荒川区東日暮里三丁目27番 6号	(株)エドウィン直営店	代表取締役 大塚 丈二	変更なし	平成26年 6月 30日
140	(株)サンエー・インターナショナル	代表取締役 三宅 孝彦	東京都世田谷区玉川二丁目21番 1号	(株)サンエー・ビーデ	代表取締役 前川 正典	変更なし	平成26年 3月 3日
141	(株)STUDIOUS	代表取締役 谷 正人	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番 6号	(株)TOKYO O B A S E	変更なし	東京都渋谷区渋谷一丁目 2番 5号	平成28年 6月 1日
142	(株)エム・フロンティア	代表取締役 金子 健一郎	東京都渋谷区渋谷三丁目 3番 5号	CCCフロンティア(株)	変更なし	東京都渋谷区猿楽町17番10号	平成28年 4月 1日
143	(株)アイ・エム・アイ	代表取締役 渡利 欣司	東京都渋谷区神宮前四丁目23番 3号	(株)コード	変更なし	変更なし	平成29年 1月 1日
144	(株)クロスカンパニー	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区幸町二丁目 8番地	(株)ストライプインターナショナル	変更なし	変更なし	平成28年 3月 1日

145	(株)バーンデ ストジャパン ンリミテッ ド	代表取締役 寺田 和正	東京都港区 北青山一丁 目 2番 3号	(株)バーンデ ストローズ ジャパンリ ミテッド	変更なし	変更なし	平成 27年 4月 1日
146	(有)ムラ・ク リエイティ ブハウス	代表取締役 田村 司	東京都世田 谷区三軒茶 屋一丁目35 番15号	変更なし	代表取締役 田村 史	変更なし	平成 26年 7月 22日
147	(株)ラッシュ ジャパン	代表取締役 ゲーリー・ アンドリュ ー・マーテ イン	神奈川県愛 甲郡愛川町 中津4027番 地 3	変更なし	代表取締役 ロウイー ナ・ジャク リーン・バ ード	変更なし	平成 26年 10月 28日
148	MARK— STYLE R(株)	代表取締役 恵藤 憲二	東京都渋谷 区広尾五丁 目19番15号	変更なし	代表取締役 秋山 正則	変更なし	平成 26年 6月 26日
149	アモーレパ シフィック ジャパン(株)	代表取締役 李 錫宇	東京都港区 虎ノ門二丁 目 1番 1号	変更なし	代表取締役 林 正浩	変更なし	平成 28年 2月 1日
150	オルビス(株)	代表取締役 町田 恒雄	東京都品川 区平塚二丁 目 1番14号	変更なし	代表取締役 阿部 嘉文	変更なし	平成 26年 12月 24日
151	(株)アーミッ シュ	代表取締役 大河 裕子	東京都渋谷 区神泉町19 番 1号	変更なし	代表取締役 田村 登	変更なし	平成 26年 12月 1日
152	(株)インコン トロ	代表取締役 山本 太一	大阪市中 央区淡路町二 丁目 3番 5 号	変更なし	代表取締役 長江 聡	変更なし	平成 28年 6月 10日
153	(株)スピック インターナ ショナル	代表取締役 疋田 照彦	東京都目黒 区中目黒一 丁目 1番71 号	変更なし	代表取締役 門田 敏宏	変更なし	平成 27年 4月 1日
154	(株)ゾフ	代表取締役 上野 剛史	東京都港区 北青山三丁 目 6番 1号	変更なし	代表取締役 上野 照博	変更なし	平成 27年 1月 1日
155	(株)タカキュ ー	代表取締役 木内 守	東京都板橋 区板橋三丁 目 9番 7号	変更なし	代表取締役 大森 尚昭	変更なし	平成 27年 5月 19日

156	(株)ナノ・ユニバース	代表取締役 藤田 浩之	東京都渋谷区神南一丁目19番14号	変更なし	代表取締役 濱田 博人	変更なし	平成28年7月21日
157	(株)ニコル	代表取締役 木野村 明廣	東京都渋谷区東一丁目32番12号	変更なし	代表取締役 木野村 尚孝	変更なし	平成26年5月31日
158	(株)フードコスメ	代表取締役 飯田 裕	東京都中央区銀座一丁目7番3号	変更なし	代表取締役 飯田 悠起	変更なし	平成26年8月16日
159	(株)マミーナ	代表取締役 岡田 行生	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	変更なし	代表取締役 神林 謙一	変更なし	平成26年10月1日
160	(株)世界堂	代表取締役 渡邊 一夫	東京都新宿区新宿三丁目1番1号	変更なし	代表取締役 泉田 皇一	変更なし	平成26年4月28日
161	(株)良品計画	代表取締役 金井 政明	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号	変更なし	代表取締役 松崎 暁	変更なし	平成27年5月20日
162	(株)サンポークリエイティブ	代表取締役 新原 英雄	広島市中区本通10番1号	変更なし	代表取締役 新原 純平	変更なし	平成26年6月1日
163	イトキン(株)	代表取締役 辻村 章夫	大阪府中央区久太郎町二丁目4番25号	変更なし	代表取締役 前田 和久	変更なし	平成28年2月26日
164	(株)アールエヌエー	代表取締役 阿部 博行	大阪府西区南堀江一丁目4番19号	変更なし	代表取締役 落合 豊	変更なし	平成27年7月31日
165	(株)アントステラ	代表取締役 石綿 保幸	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号	変更なし	代表取締役 吉川 洋一	変更なし	平成28年5月25日
166	(株)マッシュビューティーラボ	代表取締役 近藤 広幸	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	変更なし	変更なし	東京都千代田区麹町五丁目7番地1	平成27年11月16日
167	(株)アーバンリサーチ	代表取締役 竹村 幸造	大阪府西区北堀江二丁目4番4号	変更なし	変更なし	大阪府西区京町堀一丁目6番4号	平成27年2月2日

168	(株)アルペ ージュ	代表取締役 桶田 俊二	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目53番 6号	変更なし	変更なし	東京都港区 北青山二丁 目 5番 8号	平成 26年 2月 24日
169	(株)イオンフ ォレスト	代表取締役 福本 剛史	東京都千代 田区紀尾井 町 3番 6号	変更なし	変更なし	東京都中央 区日本橋堀 留町一丁目 9番11号	平成 28年 8月 2日
170	(株)せーの	代表取締役 石川 涼	東京都目黒 区東山三丁 目 8番 1号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区猿楽町11 番 6号	平成 26年 12月 22日
171	(株)マッシュ スタイルラ ボ	代表取締役 近藤 広幸	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 2番 5号	変更なし	変更なし	東京都千代 田区麴町五 丁目 7番地 1	平成 27年 11月 16日
172	(株)リズモン ドエンター プライズ	代表取締役 小澤 賢一	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 一丁目33番 5号	変更なし	変更なし	千葉県木更 津市金田東 1丁目48番 地 1	平成 28年 6月 13日
173	(有)COLO RS	代表取締役 早川 広二	福岡市中央 区大名二丁 目 1番12号	変更なし	変更なし	福岡市中央 区大名一丁 目15番30号	平成 27年 3月 1日
174	(株)アリシア	代表取締役 伊達 環	東京都渋谷 区神宮前三 丁目 6番 2 号	変更なし	変更なし	茨城県水戸 市泉町三丁 目 1番27号	平成 29年 2月 1日
175	(株)オンワー ド檜山	代表取締役 馬場 昭典	東京都中央 区京橋一丁 目 7番 1号	変更なし	変更なし	東京都中央 区日本橋三 丁目10番 5 号	平成 26年 11月 25日
176	(株)ワールド	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央 区港島中町 6― 8― 1	変更なし	代表取締役 上山 健二	神戸市中央 区港島中町 6丁目 8番 地 1	平成 26年 4月 4日
177	(株)ハイネッ ト	代表取締役 今泉 弘人	東京都練馬 区貫井 3― 40―23	変更なし	代表取締役 佐藤 正吉	東京都練馬 区貫井三丁 目40番23号	平成 28年 9月 30日
178	(株)エイネッ ト	代表取締役 廣瀬 紀男	東京都港区 南青山 5― 3―10	(株)エイ・ネ ット	代表取締役 大滝 雄一 郎	東京都港区 南青山五丁 目 3番10号	平成 28年 7月 1日
179	(株)マキヒロ シゲアトリ エ	代表取締役 真木 博茂	東京都港区 西麻布四丁 目10番 3号	変更なし	変更なし	東京都港区 西麻布四丁 目 4番11号	平成 29年 7月 26日

180	(株)まるい	代表取締役 岩井 栄一	名古屋市中 区栄三丁目 32番34号	変更なし	代表取締役 岩田 栄一	変更なし	平成 29年 7月 26日
181	(株)岡本造花 店	代表取締役 岡本 憲龍	名古屋市中 区栄三丁目 29番26号	変更なし	代表取締役 岡本 憲幸	変更なし	平成 29年 7月 26日
182	(株)エル	代表取締役 坂本 将夫	東京都武蔵 野市吉祥寺 本町二丁目 14番 5号	変更なし	代表取締役 坂本 真也	変更なし	平成 29年 7月 26日
183	(株)三松	代表取締役 斎藤 徹	東京都武蔵 野市吉祥寺 本町一丁目 8番 3号	変更なし	代表取締役 斎藤 徹	変更なし	平成 29年 7月 26日
184	(株)ジャック	代表取締役 曾根 道弘	静岡県牧之 原市 静波 2316番地 5	変更なし	代表取締役 曾根 道広	変更なし	平成 29年 7月 26日
185	プリティー グリーンジ ャパン(株)	代表取締役 金田 哲	東京都港区 北青山三丁 目13番 7号	変更なし	代表取締役 金田 宏	変更なし	平成 29年 7月 26日
186	(株)メンズビ ギ	代表取締役 高橋 誠一	東京都渋谷 区南平台町 17番12号	変更なし	代表取締役 高橋 誠一	変更なし	平成 29年 7月 26日
187	(株)ヌーヴ・ エイ	代表取締役 安部 了	東京都渋谷 区神泉町 8 番16号	変更なし	代表取締役 阿部 了	変更なし	平成 29年 7月 26日
188	(株)ジャック オブオール トレース	代表取締役 加藤 正樹	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 二丁目28番 11号	(株)ジャッ ク・オブ・ オール・ト レーズ	変更なし	変更なし	平成 29年 7月 26日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.59までの小売業者については、退店のため
- (2) No.60からNo. 131までの小売業者については、入店のため

- (3) No. 132及びNo. 133の小売業者については、名称及び代表者並びに住所の変更のため
- (4) No. 134からNo. 138までの小売業者については、代表者及び住所の変更のため
- (5) No. 139及びNo. 140の小売業者については、名称及び代表者の変更のため
- (6) No. 141及びNo. 142の小売業者については、名称及び住所の変更のため
- (7) No. 143からNo. 145までの小売業者については、名称の変更のため
- (8) No. 146からNo. 165までの小売業者については、代表者の変更のため
- (9) No. 166からNo. 175までの小売業者については、住所の変更のため
- (10) No. 176及びNo. 177の小売業者については、代表者の変更及び住所の誤記修正のため
- (11) No. 178の小売業者については、代表者の変更並びに名称及び住所の誤記修正のため
- (12) No. 179の小売業者については、住所の誤記修正のため
- (13) No. 180からNo. 187までの小売業者については、代表者の誤記修正のため
- (14) No. 188の小売業者については、名称の誤記修正のため

5 届出の日

平成29年 7月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 9月12日から平成30年 1月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 1月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開催日時

平成29年 9月19日（火） 午後 4時00分

2 場所

名古屋市公館 1階 レセプションホール

名古屋市中区三の丸三丁目 2番 5号

3 議事

役員の互選

第17号議案 農業委員の議席の決定について

第18号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第19号議案 農地利用最適化推進委員の議席の決定について

第20号議案 農業委員の担当地区の決定について

名古屋市緑政土木局都市農業課

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

次の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 3条第 2項の規定により承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第 295号）第 1条の 3第 3項の規定により公告する。

なお、本申出の関係書類は、名古屋市農業委員会事務局農政課に備えおく。

平成29年 9月15日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者（土地所有者）

名古屋市港区西福田三丁目 314番地

若松 一見 始め 4名

3 現資格者（使用収益権者）

名古屋市港区大西一丁目40番地

株式会社 J A名古屋ファーム

4 申出に係る土地

名古屋市港区新茶屋一丁目 111番 田 269平方メートル 始め18筆

15,101平方メートル

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成29年 9月15日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 476号	安井水道 工業所	安井 直孝	愛知県あま市中萱津 南ノ川64番地	平成29年 8月16日
第1393号	(株)トリム ライフサ ポート	平井 健太 郎	大阪府大阪市北区大 淀中一丁目 8番34号	平成29年 8月16日
第1395号	堀内設備	堀内 直樹	愛知県愛西市草平町 道下72番地 4	平成29年 8月16日
第1396号	協伸工業 (株)	川上 和也	名古屋市南区弥次エ 町 3丁目44番地	平成29年 8月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成29年 9月15日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 476号	安井水道 工業所	安井 孝	愛知県あま市中萱津 南ノ川64番地	平成29年 8月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

平成29年 9月15日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 476号	安井水道 工業所	安井 直孝	愛知県あま市中萱津 南ノ川64番地	平成29年 8月16日
第1267号	(株)明和電 設技研	吉川 信一	愛知県愛西市北河田 町郷西 271番地 1	平成29年 8月16日
第1395号	堀内設備	堀内 直樹	愛知県愛西市草平町 道下72番地 4	平成29年 8月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 3号の規定により公告する。

平成29年 9月15日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 476号	安井水道 工業所	安井 孝	愛知県あま市中萱津 南ノ川64番地	平成29年 8月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成29年 9月15日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第13号	須賀工業 (株)	森井 省三	津田 端孝	平成29年 8月 4日
第23号	シブヤパイピング 工業(株)	澁谷 春壽	澁谷 貴之	平成29年 8月 4日
第 311号	桜和設備 (株)	半田 良生	服部 善弘	平成29年 8月 4日
第 460号	真野工業 (株)	真野 薫	真野 照子	平成29年 8月 4日
第 756号	(株)菅原設備	菅原 朗	菅原 直樹	平成29年 8月 4日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	

第1168号	(株)長坂設備	名古屋市昭和区 楽園町 150 - 2 パークハウス楽 園町サウスコー ト 307号	名古屋市昭和区 前山町 1丁目21 - 2	平成29年 8月 4日
--------	---------	--	-----------------------------	-------------

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課